

木 曾 地 域

災害時医療救護活動マニュアル



平成 23 年 7 月作成
(令和 6 年 3 月一部改正)

木曾地区医療協議会

このマニュアルで想定している災害は、原則として地震、風水害等の自然災害で、多数の死傷者が発生した場合を想定しています。

目 次

〈 項 目 〉	〈 頁 〉
1 はじめに	1
2 活動イメージ	2
3 総括支援体制	3
4 災害時情報伝達体制	4 ～ 6
5 災害時活動体制	7 ～ 14
6 災害時 <u>要配慮者</u> に対する医療支援	15 ～ 16
〈 資 料 〉	17 ～ 73
災害時連絡先一覧	
長野県災害対策本部（木曾地方部）設置基準	
災害時の医療救護（歯科医療救護）に関する協定書（写）	
長野県ヘリコプター運用計画	
DMAT活動概要	
広域災害救急医療情報システム（EMIS）概要	
木曾郡災害用医薬品等備蓄場所	
長野県災害用医薬品等備蓄品目一覧表	
医療救護所開設マニュアル	
医療救護班出動時の装備等チェックシート	
医療救護班様式	
・傷病者一覧表	
・災害診療記録	
・診療日誌	

1 はじめに

木曾地域は、昭和59年9月14日に「長野県西部地震」に襲われ、死者、行方不明者合わせて29名という貴い命が奪われた他、生活基盤にも大きな損害を生じた経験を有する。

また、平成26年7月9日に発生した「南木曾町豪雨災害」では、土石流により1名の尊い命が失われた。

同年9月27日の「御嶽山噴火災害」は、死者58名、行方不明者5名という、全国でも戦後最悪の火山災害となった。(H27.8.6 現在)

今後も大地震の発生や御嶽山の噴火、大雨による土砂災害等の発生が危惧される場所である。

「木曾地域災害時医療救護活動マニュアル」は、今後管内で大災害が発生した際に関係機関が連携し、地域住民と木曾地域を訪れる人々の安心安全を守るため、速やかに、かつ組織的に医療救護の初動活動を行うことを目的に策定するものである。

また、本マニュアルは策定した時点で完了ではなく、常に情報伝達方法等の見直しを行い、実態に即した連携体制を構築していくものである。

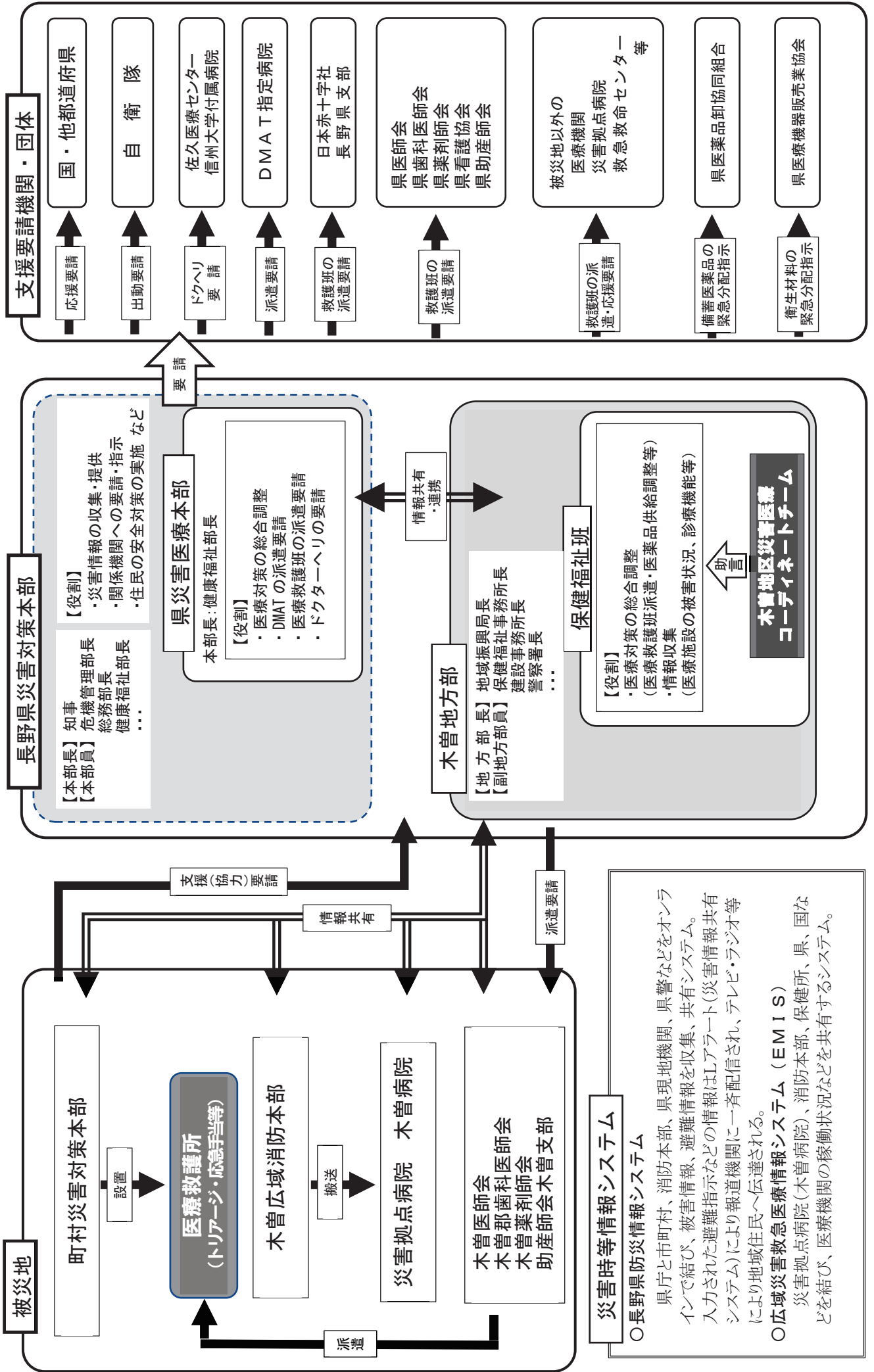
木曾管内における地震被害想定

「長野県地震被害想定調査」(平成25年～平成26年)による

	伊那谷断層帯						木曾山脈西縁断層帯					
	最大震度	建物被害(棟)		死者	負傷者	うち重傷者	最大震度	建物被害(棟)		死者	負傷者	うち重傷者
		全壊・焼失	半壊					全壊・焼失	半壊			
上松町	6強	60	370		40	20	6強	10	40			
南木曾町	6強	40	290		50	20	6強	70	410		70	30
木曾町	6強	80	540		60	30	6強	20	110		10	
木祖村	6強	110	470	10	60	40	6弱		30			
王滝村	6弱						5強					
大桑村	6強	50	280		40	20	7	190	600	10	100	50
計		340	1,950	10	250	130		290	1,190	10	180	80

上記のほか、阿寺断層帯、境峠・神谷断層帯、南海トラフ地震による被害が想定される。

災害時医療救護活動のイメージ



災害時等情報システム

○長野県防災情報システム
県庁と市町村、消防本部、消防機関、県警などをオンラインで結び、被害情報、避難情報を収集、共有システム。入力された避難指示などの情報はエリアート(災害情報共有システム)により報道機関に一斉配信され、テレビ・ラジオ等により地域住民へ伝達される。

○広域災害救急医療情報システム (EMIS)
災害拠点病院(木曾病院)、消防本部、保健所、県、国などを結び、医療機関の稼働状況などを共有するシステム。

3 総括支援体制

(1) 木曽地区災害医療コーディネートチーム

医療コーディネーターの指示・助言のもと、情報収集、情報提供、医療対策の総合調整（医療救護班派遣、医療スタッフ派遣要請、医薬品等供給調整等）を行うため、次に該当する場合は「木曽地区災害医療コーディネートチーム」を設置する。

- ① 管内で発生した災害により、「長野県災害対策本部木曽地方部」が設置され、多数の死傷者が見込まれる場合。
- ② 災害医療コーディネーターが設置を必要と認めた場合。
- ③ 木曽保健福祉事務所長が設置を必要と認めた場合。

(2) コーディネートチームの構成

- 木曽地区医療協議会構成員

〈事務局スタッフ〉 ※ 参集可能な範囲で活動

木曽広域連合、木曽広域消防、木曽医師会、木曽病院、
木曽保健福祉事務所（事務局）

(3) 設置場所

- 県木曽合同庁舎 (401・402 会議室)

(4) 災害医療コーディネーター

- 木曽医師会長
- 木曽病院長が指定する者

※木曽保健福祉事務所長をアドバイザーとして配置する。

※災害医療コーディネーターが参集困難な場合は、災害時優先電話等により活動の進め方等について打合せを行う。

※必要に応じて木曽保健福祉事務所長が災害医療コーディネーターを代行することができる。

(5) 休日や夜間及び災害発生直後等における対応

休日や夜間及び災害発生直後等においてコーディネートチームを立ち上げることが困難な場合は、立ち上げまでの間、木曽広域消防が中心となり、医療救護活動全般に対応する。

(6) 木曽広域医療救護連携会議

コーディネートチーム内において亜急性期以降の支援、救護活動の方針の検討等を行う。

〈参集範囲〉 木曽地区医療協議会幹事会等構成員

コーディネーターが不在の場合の対応

コーディネーターがあらかじめ指定した者が任に当たる。

コーディネーターが関係機関へ要請する具体例

- ① 医療救護班派遣要請
- ② 医療スタッフ派遣要請
- ③ 医薬品・衛生材料の供給要請
- ④ 木曽地域外の医療機関への傷病者の受入要請
- ⑤ 医療救護班・医療スタッフの搬送要請

4 災害時情報伝達体制

(1) 情報伝達の流れ

- 「広域災害時医療情報伝達体系」… 5頁

(2) 連絡先一覧

- 「木曾地域災害医療救護連携体制」… 6頁
- 「町村別・機関別連絡先（方法別）一覧表」… 18～26頁

(3) 災害時情報伝達方法

情報伝達方法は(2)のとおりであるが、木曾地区医療協議会構成員は平常時においても次のような情報伝達手段について常に把握し、複数の情報伝達手段を整えておく。

- ① 一般加入電話（ファックス）、携帯電話、IP電話
※ 断線時、集中時は使用できない場合あり
- ② メール（メーリングリストによる一斉通報）
※ 情報の一斉伝達が可能であるが、集中時は繋がりにくい場合あり
- ③ 災害時優先電話
※ 災害時に優先されるが発信のみ
- ④ 防災行政無線（幹線系、衛星系）
※ 災害時に有効であるが、施設被害により使用できない場合あり
- ⑤ 衛星携帯電話
※ 災害時に有効であるが、集中時は繋がりにくい場合あり
- ⑥ 無線（簡易無線、アマチュア無線等）
※ 地形により使用できない場合あり
- ⑦ 人力（徒歩、オートバイ、自転車等）
※ 道路崩壊等による2次災害に注意が必要（自転車はノーパンクタイヤ仕様が望ましい）

災害現場・救護所等に おける情報伝達手段

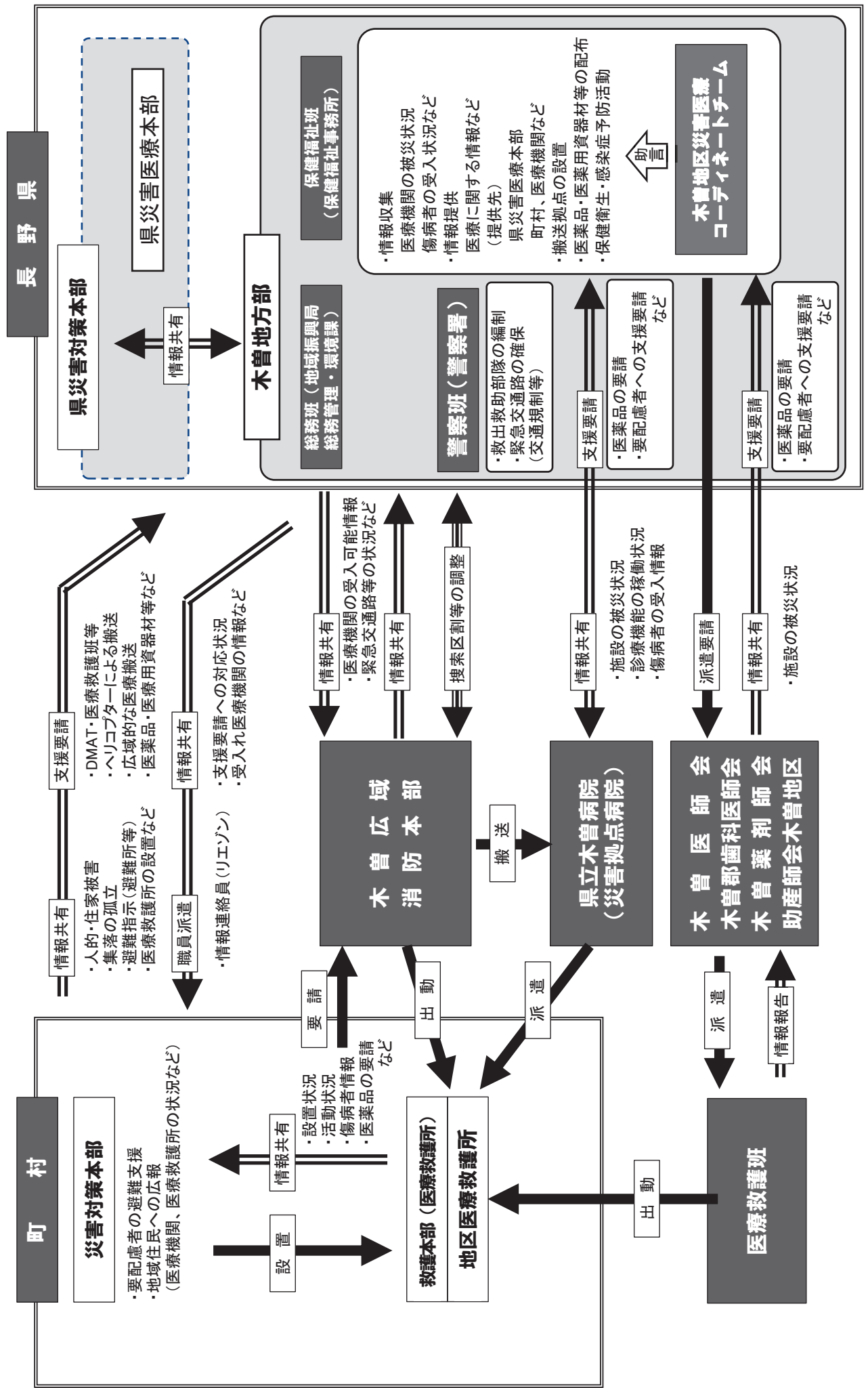
上記方法のほか、現場に詰めた消防署職員（消防団含む）や警察署職員が携帯する無線（それぞれ周波数は異なる）を活用し、相互連携のもと情報収集・伝達を行う。

災害医療コーディネーター と事務局の情報伝達手段

木曾医師会長との連絡は、災害時優先電話のほか、所在町村の情報伝達網（徒歩等含む）を活用する。

木曾病院との連絡は、防災行政無線や衛星携帯電話等、その時点で活用可能な情報伝達手段による。

広域災害医療情報伝達体系 [急性期・亜急性期]



木曾地域災害医療救護連携体制(災害発生時)

木曾地区医療協議会

Table with columns: 広域エリア, 町村, 町村対策本部, 町村担当課, 防炎担当課, 救護本部, 地区救護所, 地区救護所, 地区救護所, 町村内医療機関, 町村内薬局, 災害地点病院, 町村内薬局. Rows include 木曾南部地域, 木曾中部地域, 木曾北部地域, 木曾広域連合.

Table with columns: 広域エリア, 町村, 町村対策本部, 町村担当課, 防炎担当課, 救護本部, 地区救護所, 地区救護所, 地区救護所, 町村内医療機関, 町村内薬局, 災害地点病院, 町村内薬局. Rows include 木曾南部地域, 木曾中部地域, 木曾北部地域, 木曾広域連合.

Table with columns: 南部方面, 木曾病院, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所. Rows include 木曾病院, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所.

Table with columns: 南部方面, 木曾病院, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所. Rows include 木曾病院, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所.

Table with columns: 南部方面, 木曾病院, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所. Rows include 木曾病院, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所, 木曾みつけ診療所.

5 災害時活動体制

(1) 医療救護所

町村長は、必要に応じて医療救護所を設置する。

※ 救護所設置予定場所 … 6 頁

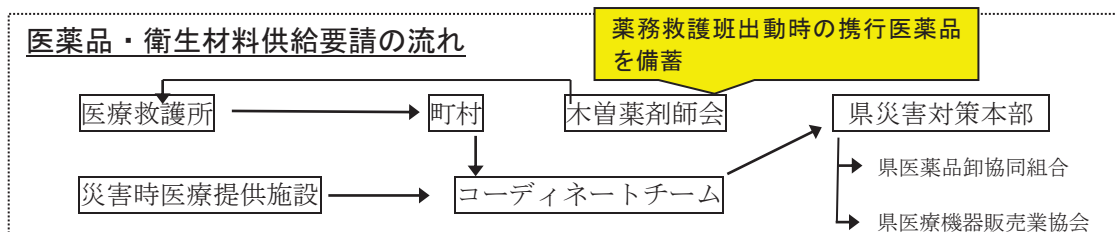
(2) 医療救護班等の派遣

被災地の診療所は、在院で傷病者の受入対応を行うことを原則とするが、医師会は協定（※）に基づく町村長の派遣要請の他、医療コーディネーターが必要と認めた場合は、町村が設置する医療救護所に医療救護班を派遣する。医療救護班は、災害派遣医療チーム（DMAT）等と協力して、医療救護活動にあたる。

歯科医師会は、協定（※）に基づく町村長の派遣要請の他、医療コーディネーターが必要と認めた場合は、町村が設置する医療救護所に歯科医療救護班を派遣し、歯科に関係する応急処置等を行う。

薬剤師会は、協定（※）に基づく町村長の派遣要請の他、医療コーディネーターが必要と認めた場合は、薬剤師班を派遣し、不足医薬品の供給要請や受入等の活動を行う。

※「災害時の医療救護（歯科医療救護）についての協定書」H23.3.1 … 33～35 頁



(3) 急性期・亜急性期における情報・活動体系

○ 情報伝達、医療救護活動に関する時系列一覧 … 8 頁～10 頁

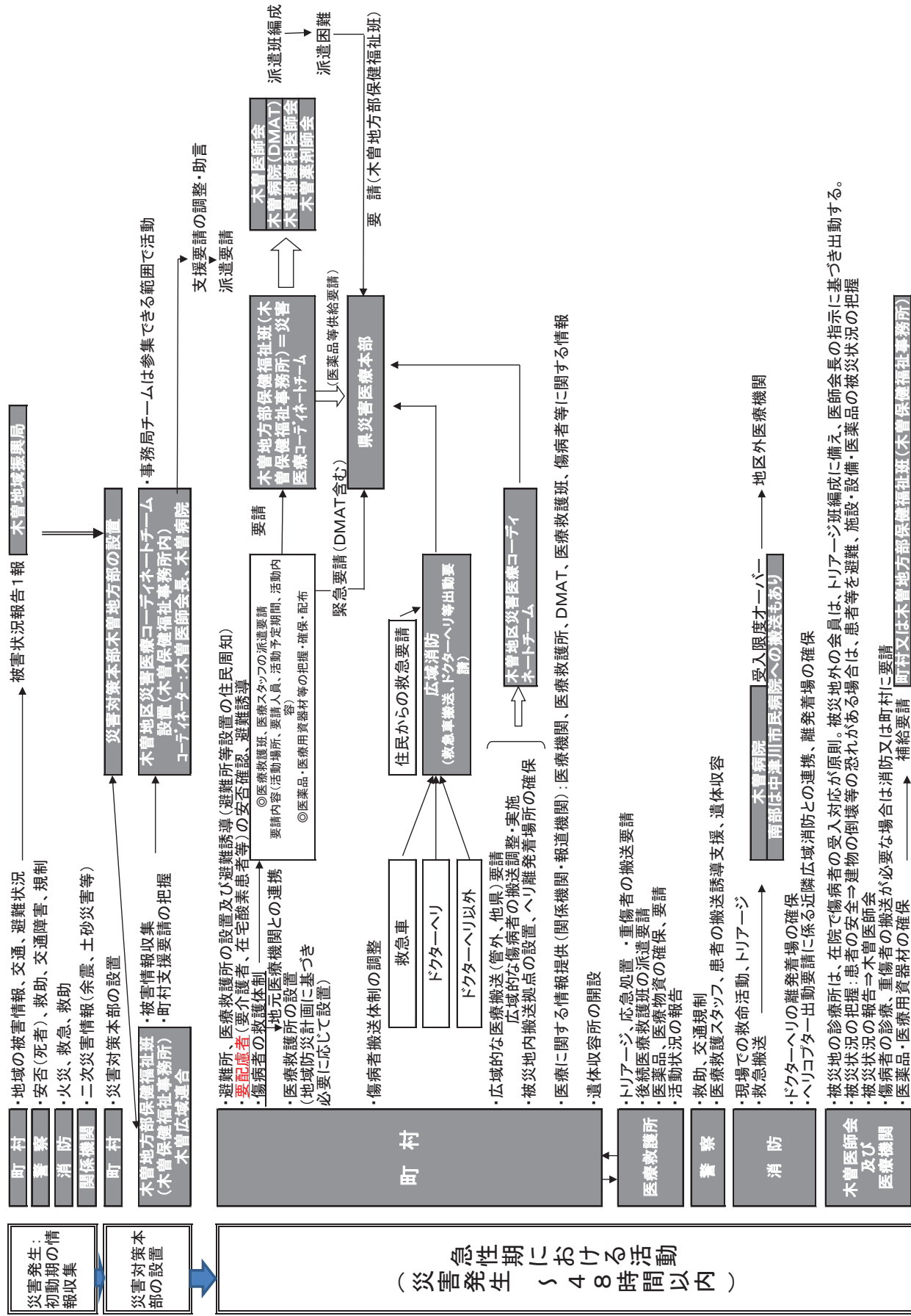
(4) 機関別時期別災害時活動一覧

○ 機関別の活動内容一覧 … 11 頁～14 頁

【救護所・診療所・福祉施設等の位置情報】

- ① 箇所を記載した 1/50,000 管内地図を、コーディネーター、木曾広域連合、木曾広域消防本部、木曾保健福祉事務所に配備
- ② 長野県ホームページ「総合型地理情報システム 信州くらしのマップ」による確認（<https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/>）

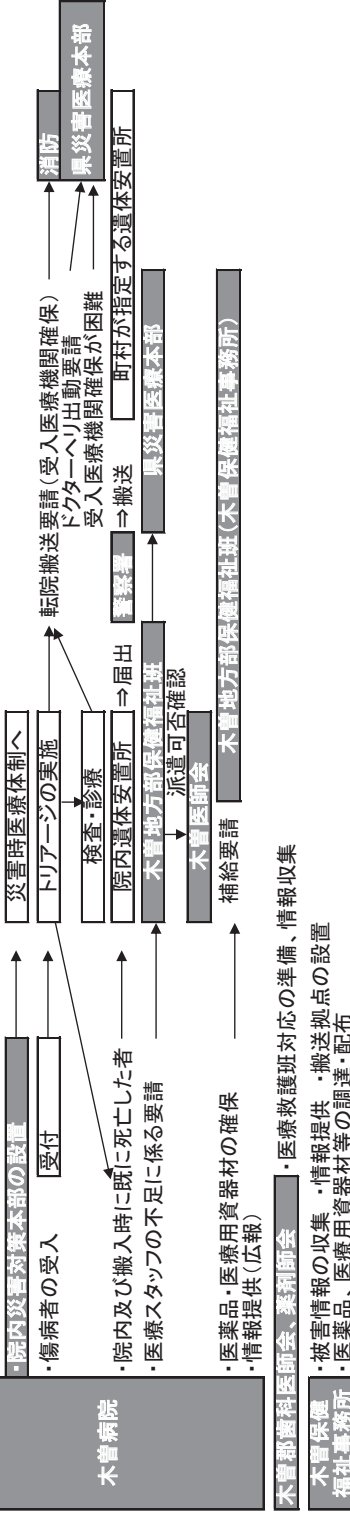
広域災害医療情報・活動体系(急性期：災害発生～48時間以内 その1)



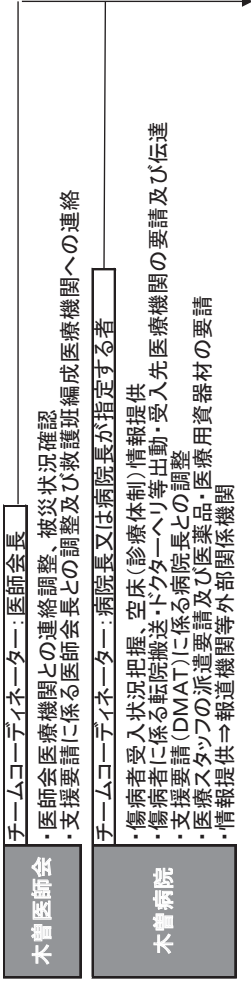
(災害発生～48時間以内)

広域災害医療情報・活動体系(急性期：災害発生～48時間以内 その2)

被災状況の把握：患者の安全⇒建物の倒壊等の恐れがある場合は、患者等を避難・施設・設備・医薬品の被災状況の把握
 ・被災状況、傷病者の受入状況等報告⇒県(随時)及びEMIS(広域災害・救急医療情報システム)に入力



木曾地区災害医療コーディネートネットワーク事務局活動



急性期の医療支援調整及び関係機関への指示
 ・情報提供に対する助言

木曾広域消防本部
 ・被災(消)状況把握、情報提供
 ・傷病者搬送受入、搬送状況の連絡
 ・被災地以外の医療機関の受入状況把握
 ・ドクターヘリ、災害時ヘリコプターの派遣要請、離発着場調整

木曾広域連合
 ・被災町村の情報収集
 ・被災町村からの医療救護に関する支援要請の把握・連絡
 ・被災町村からの設置に係る町村との調整
 ・情報提供⇒報道機関等外部関係機関

木曾保健福祉事務所
 ・被災情報の収集・とりまとめ(町村・医療機関・関係機関等)
 ・医療救護に関する支援要請の把握・連絡
 ・在宅酸素患者、透析患者等の支援調整
 ・県(地方部)災害対策本部との連絡調整
 ・情報提供(災害対策本部経由)⇒報道機関等外部関係機関
 ・コーディネーターとの連絡・調整・コーディネートチームの運営

警察
 ・安否(死者)、救助、交通障害、規制
 消防
 ・火災、救急、救助

町村
 ・地域の被災状況、生活(ライフライン)情報の確認
 ・避難誘導(避難所、医療救護所等の情報)

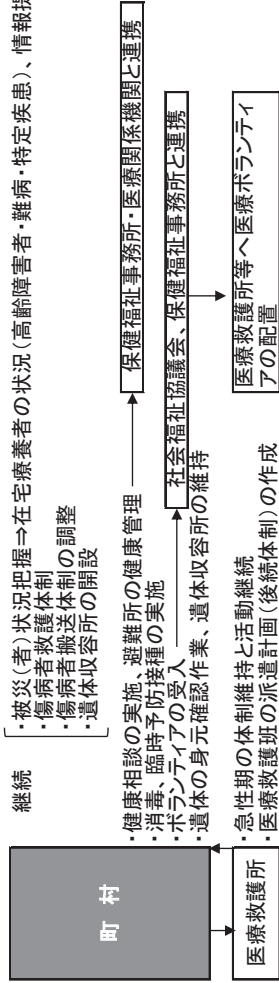
県
 ・医療受入状況の確認⇒広域災害・救急医療情報システム(EMIS)
 関係機関
 ・二次災害情報(余震、土砂災害等)

急性期における活動 (災害発生～48時間以内)

急性期の災害等情報

広域災害医療情報・活動体系(亜急性期:48時間～72時間)

継続
 ・被災(者)状況把握⇒在宅療養者の状況(高齢障害者・難病・特定疾患)、情報提供
 ・傷病者救護体制の調整
 ・傷病者搬送体制の開設
 ・遗体収容所の開設



(48時間～72時間)における活動

- 健康相談の実施、避難所の健康管理
- 消毒、臨時予防接種の実施
- ボランティアの募入
- 遗体の身元確認作業、遗体収容所の維持
- 急性期の体制維持と活動継続
- 医療救護班の派遣計画(後続体制)の作成
- 急性期の体制維持と活動継続、遗体の身元確認作業
- 急性期の体制維持と活動継続

- 医薬品・医療用資器材の確保
- 救護班派遣対応
- 在宅療養者及び避難所患者の診療支援
- 遗体の対応

- 急性期の体制維持と活動継続
- 遗体の対応

- 救護班派遣対応
- 在宅療養者及び避難所患者の診療支援
- 身元不明遗体の確認(菌科的所見)遗体識別機能発揮

- 薬剤師会の派遣
- 在宅療養者及び避難所患者の服薬支援

- 被災世帯や避難所の救護、健康相談
- 医療機関への支援

- 栄養士会・食生活改善推進協議会・食品衛生協会
- 栄養指導、炊き出しの実施
- 避難所等の衛生指導
- 町村(食糧確保)、保健福祉事務所と連携

- 情報の収集
- 保健活動の実施
- 防疫活動の実施
- 栄養指導



- 医療救護活動の助言、調整
- 亜急性期以降の医療支援、救護活動、心のケア等方針決定
- 救護体制(人員・物資等)の現状把握
- 医療救護計画(見直し)
- 外部支援要員(域外支援者、ボランティア等)の配置先等調整
- 事務局
- 情報収集
- 支援要請整理
- 情報提供

参考範囲(木曾地区医療協議会幹事会等構成員)

- 木曾医師会
- 木曾病院
- 木曾広域連合
- 木曾町
- 上松町
- 南木曾町
- 木祖村
- 主滝村
- 大桑村
- 木曾広域消防本部
- 木曾保健福祉事務所

機関別・時期別災害時における活動一覧 1/4

機関	項目	急性期 (48時間以内)	亜急性期 (3～7日以内)	復興期 (1週間以降)
木曾保健福祉事務所 木曾保健福祉事務所の対応	体制整備			
	災害医療コーディネイトチーム設置	○	○	○
	情報収集			
	被害状況の収集	○	○	
	救護所の機能状況の収集	○	○	
	医療施設の被害状況の把握	○	○	
	診療機能の状況の把握	○	○	
	施設への交通状況等の情報の把握	○	○	
	EMIS代行人力	○	○	
	調整			
	医療救護体制についての連絡調整	○	○	○
	後方医療体制の整備・調整	○	○	
	広域搬送の調整	○		
	ボランティアの受入調整		○	○
	関係機関への要請			
	ドクターヘリ要請	○		(ドクターヘリ通常活動)
	DMAT派遣要請	○		
	木曾管外(他都道府県含む)への応援要請	○	○	
	医薬品・医療用資機材の供給要請	○	○	
	在宅酸素患者・透析患者への支援要請	○	○	○
活動				
職員の派遣	○	○	○	
避難所等における保健活動		○	○	
精神科医師等の派遣		○	○	
医療・保健情報の提供	○	○	○	
被災者の食糧確保の確認、栄養指導		○	○	
被災者の心のケア		○	○	
愛玩動物、特定動物の管理		○	○	

県(木曾保健福祉事務所)

機関別時期別災害時における活動一覧 2/4

機 関	項 目	急性期 (48時間以 内)	亜急性期 (3~7日以 内)	復興期 (1週間以 降)	管内の対応
町 村 (広 域 連 合 ・ 広 域 消 防 を 含 む)	体制整備				
	災害対策本部医務班の設置	○	○		・広域体制として、災害対策本部木曾地方部(保健福祉班)に木曾地区災害医療コーディネーターチームを設置 (事務局:木曾保健福祉事務所)
	傷病者の搬送体制の調整	○	○		・重傷者搬送⇒①救急車(広域消防、必要に応じて警察車両の応援)②ヘリコプター(離発着場の確保を消防・町村で調整) ・広域的な医療搬送⇒被災地内の搬送拠点の設置(町村、木曾地区災害医療コーディネーターチームの連携)
	情報把握				
	被害状況の迅速な把握	○	○		・人的把握⇒安否、傷病者(重傷者)、在宅 要配慮者 (高齢障害者、難病、特定疾患、独居世帯) ・物的把握⇒医療機関、社会福祉施設の被災状況
	医薬品等の必要量及び備蓄量の把握	○	○		・救護所からの把握 ・薬剤師会及び地元医療機関の状況把握
	活動				
	要配慮者 の避難誘導等	○			・地域の自治組織等との協力のもと避難誘導 ・在宅酸素患者・透析患者等の支援要否調査
	医療救護活動の実施	○	○		・広域消防⇒現場での救命、トリアージ
	救護所・搬送拠点の設置	○	○		・地域防災計画に基づき、被災状況を勘案し指定した箇所の中から必要に応じて設置 ・救護所の運営を行う
	健康相談の実施		○	○	・健康相談窓口の開設 ・避難所の被災住民、在宅 要配慮者 等、健康調査(心のケア含む)の実施(保健福祉事務所、医療機関等と連携)
	消毒、ネズミ昆虫駆除、臨時予防接種の実施		○	○	・防疫対策の実施
	遺体の収容所の開設	○	○		・多数の死亡者が予想される場合、一時的に遺体を安置できる収容所を開設
	身元が判明しない遺体の埋火葬の実施		○	○	・警察等との調整
	要請				
	近隣市町村、県への傷病者受入の要請	○			
緊急輸送の県への要請	○			・ドクターヘリ、災害時ヘリコプターの派遣要請、離発着場調整	
被災者の食料確保、食品調達	○	○		・被災者の食料確保、食品調達の報告	

機関別時期別災害時における活動一覧 3/4

機関	項目	急性期 (48時間以内)	亜急性期 (3～7日以内)	復興期 (1週間以降)	管内の対応
木曽病院	医療コーディネーターの派遣	○	○		・木曽地区災害医療コーディネーターチーム設置を受け、必要と認められた場合、災害医療に関する助言等を行う「コーディネーター」としての任務に当たる
	DMATの派遣	○			・郡内の初期被災情報を踏まえ、緊急派遣できるか判断
	統括DMATの派遣	○			
	傷病者の受入	○	○		
	医薬品・医療用資機材等の提供	○	○		
	被災状況の把握・報告(各診療所・木曽病院)	○			・患者の安全確認、院内の傷病者への応急処置 ・施設、設備の被災状況の把握 ・建物の崩壊等の危険がある場合は患者の避難 ・被災状況の報告⇒医師会、町村、県へ報告 ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への入力(木曽病院)
	院内災害対策本部の設置(木曽病院)	○			・災害対策本部を設置(木曽病院)
	災害時の医療体制への移行(主に木曽病院)	○			・傷病者対応のための診療スペースの確保(木曽病院⇒受付、トリアージ実施場所、診療場所、遺体安置所)
	救急処置の実施(各診療所・木曽病院)	○			・重傷者の程度判断(診療所)⇒重傷者は木曽病院へ搬送(受入状況を随時把握)、搬送が困難な場合はコーディネーターチームに調整依頼 ・重傷者受入対応の把握(木曽病院)⇒限度越えた場合は、広域搬送の要請
	DMAT・救護班等の派遣要請(木曽病院)	○			
被災地内の医療機関	傷病者の転院搬送(主に木曽病院)	○			・受入医療機関を確保⇒消防と連携 広域搬送が必要な場合は、県(木曽地方部保健福祉班又は県災害医療本部)へ要請
	医薬品・医療用資機材等の確保(各診療所・木曽病院)	○	○		・備蓄品によりまず対応 ・補給要請は町村又は県へ要請
	情報提供(主に木曽病院)	○	○		・入院患者、傷病者等の情報を家族等に提供(院内掲示、報道機関等) ・広報窓口の設置、対応
	遺体の対応(木曽病院、各診療所)	○	○	○	・検案、検相対応(警察からの要請による。)
	医療コーディネーターの派遣	○	○		・木曽地区災害医療コーディネーターチーム設置を受け、必要と認められた場合、災害医療に関する助言等を行う「コーディネーター」としての任務に当たる
	医療情報の提供	○	○	○	・医療機関の被災状況、支援状況等、情報提供を行う。
	救護班の派遣	○	○	○	・町村の要請により、コーディネーターとして木曽病院のコーディネーターと協議のうえ、会員等による救護班の派遣を必要と認められた時、又は「災害時の町村長との協定書」により町村長から直接要請があり、会員による救護班の派遣を必要と認められた時、救護班の編成、派遣を指示
	遺体の対応	○	○	○	・検案、検相への医師派遣(警察からの要請による。)
	救護班の派遣	○	○	○	・木曽地区災害医療コーディネーターチームの要請による場合、又は「災害時の町村長との協定書」による町村長からの直接要請があった時は、歯科医療救護班を派遣
	遺体の対応	○	○	○	・検相への歯科医師派遣(警察からの要請による。)
木曽郡歯科医師会	救護班の派遣	○	○	○	・木曽地区災害医療コーディネーターチームの要請による場合、又は「災害時の町村長との協定書」による町村長からの直接要請があった時は、歯科医療救護班を派遣
	遺体の対応	○	○	○	・検相への歯科医師派遣(警察からの要請による。)
木曽薬剤師会	救護班の派遣	○	○	○	・木曽地区災害医療コーディネーターチームの要請による場合、又は「災害時の町村長との協定書」による町村長からの直接要請があった時は、薬剤師班を派遣
	遺体の対応	○	○	○	・検相への薬剤師派遣(警察からの要請による。)
看護協会	被災世帯や避難所の救護・健康相談	○	○	○	・医師会の派遣する医療救護班への参加 ・医療機関への支援 ・被災世帯、避難所の救護・健康相談の実施
	助産師会	○	○	○	・助産婦に対する保健指導 ・分娩の介助 ・しよく婦又は乳児に対する保健指導

機関別時期別災害時における活動一覧 4/4

機 関	項 目	急性期 (48時間以内)	亜急性期 (3～7日以内)	復興期 (1週間以降)	管 内 の 対 応
栄養士会中信支部	栄養指導、炊き出しの実施		○	○	・現場給食の栄養指導、衛生指導⇒保健福祉事務所と連携
食生活改善推進協議会木曾支部	同 上		○	○	・保健福祉事務所と連携
木曾食品衛生協会	衛生資材の提供		○	○	・衛生資材の提供
獣医師会	愛玩動物、特定動物の管理		○	○	保健福祉事務所と連携
被災地外の医療機関	被災地の状況把握	○			・EMIS、報道等により被災地の情報を把握
	受入可能情報等の報告	○			
	災害時医療体制への移行	○			
	傷病者の受入	○			
	救急処置の実施	○			
	救護班等の派遣	○			・救護所へのトリアージ対応等に備え、医師会(歯科医師会)長の指示に基づき出動する
	情報提供	○	○		・避難所、在宅要援護者等への診療等に備え、医師会(歯科医師会)長の指示に基づき出動する
	遺体の対応	○	○	○	・検案、検視対応(警察からの要請による。)
	医療救護班を編成し、医療救護を実施	○	○	○	・必要に応じて、避難所等における健康相談や心のケアに連携して取り組む。
	救護隊の出動、傷病者の搬送	○	○		
日本赤十字社長野支部	傷病者の受入	○	○	○	
	輸血用血液の確保及び緊急輸送	○	○		
	移動採血車による採血	○	○		
	基幹血液センターへの応援要請	○	○		
	人工透析患者の受入調整	○	○	○	
長野県透析医会	備蓄医薬品及び衛生材料の搬送	○	○		
	備蓄医薬品及び衛生材料の搬送	○	○		
	備蓄医薬品及び衛生材料の搬送	○	○		
在宅酸素取扱い業者	機材の搬送	○	○	○	

6 災害時要配慮者に対する医療支援

(1) 平常時の対応

- ① 町村等による「避難行動要支援者名簿」及び「災害時住民支え合いマップ」の整備・更新
 - ・ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める
 - ・ 災害時要配慮者
 - 在宅酸素患者、透析患者、要介護高齢者、一人暮らし高齢者、重度心身障がい者、難病患者、乳幼児を抱えた親、妊婦 等
- ② 町村や自治組織による災害時を想定した支援体制整備（避難誘導・救出及び救護支援等）
- ③ 保健福祉事務所や町村等による災害時緊急対応の事前チェックと指導（非常用電源の確保、緊急連絡先の事前確認等）
- ④ 町村による福祉避難所の設置準備

(2) 急性期・亜急性期の対応

- ① 在宅酸素患者への支援
 - ・ 稼動状況チェック、避難場所への機材搬入等（在宅酸素取扱い事業者）
 - ・ 自宅や避難所における生活が困難な場合の入院調整（町村災害対策本部→コーディネートチーム→県災害対策本部（医療本部））
- ② 透析患者への支援
 - ・ 透析医療機関や町村災害対策本部からの情報や要請に基づき、コーディネートチームが長野県透析医会と連携を図りながら、人工透析提供体制を確保（中信地区透析基幹病院（相澤病院））
 - ・ 町村災害対策本部とコーディネートチームが連携し、受入透析施設の状況等について住民へ情報提供
- ③ 要介護者等への支援
 - ・ 地区の自治組織等による安否確認、避難誘導、救護所への搬送等
 - ・ 町村災害対策本部及び医療救護班によるスクリーニング（※）の実施
 - ※ 避難誘導後にその人の心身の状況に合わせた生活環境の場へ移動してもらう必要があるため、医師や保健師等による振り分けを行う。
 - ※ 移動先 … 入院、緊急入所、福祉避難所、一般避難所、在宅生活等

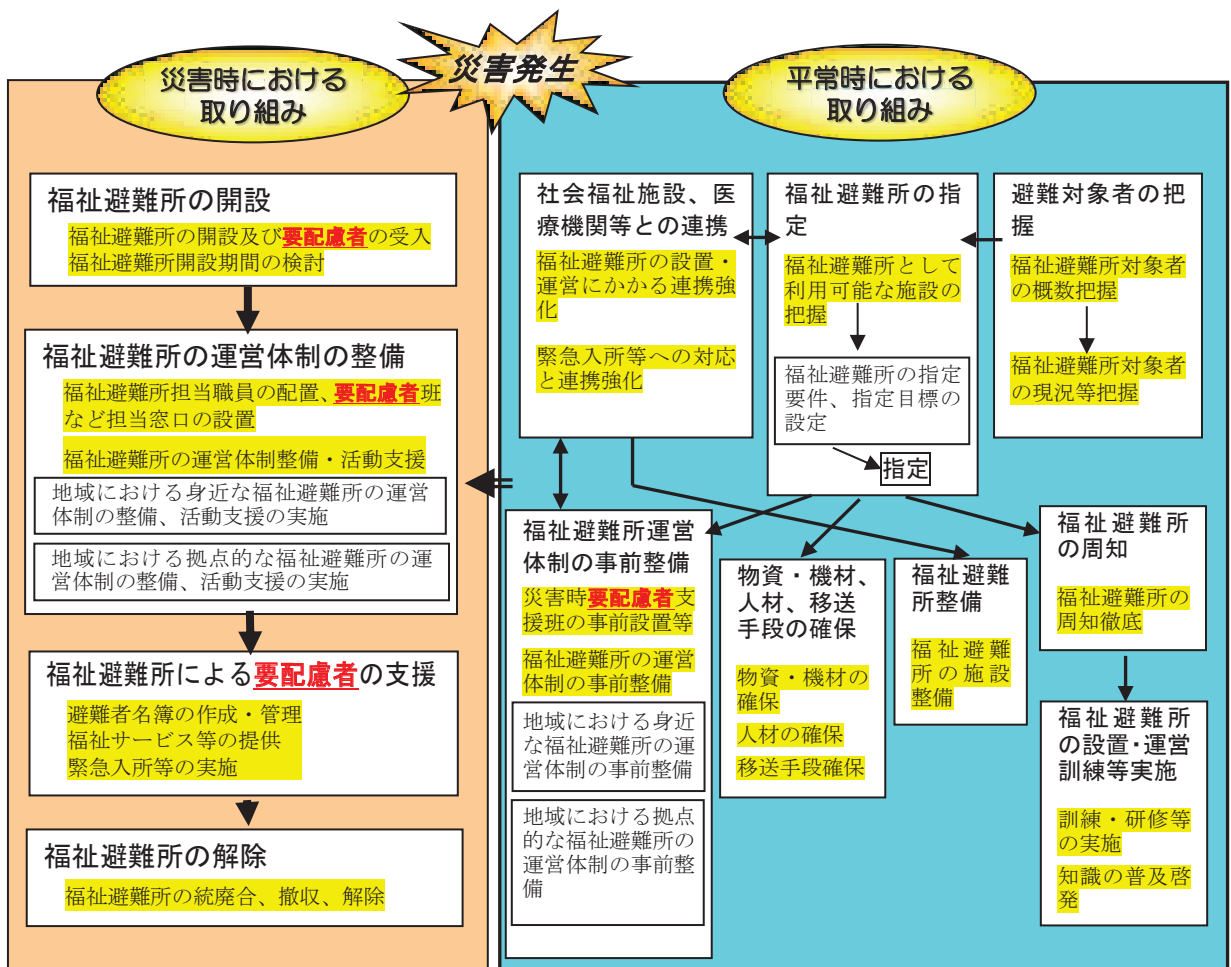
(3) 亜急性期以降の心のケア等

保健福祉事務所及び町村の保健師、社会福祉士、管理栄養士等は域外支援者と連携し、被災者の心のケアや栄養指導等にあたる。

- ① 避難所避難者、医療救護所収容者、在宅者等へのケア
- ② **要配慮者**へのケア（福祉避難所、入所施設、通所施設、在宅者等）
- ③ 支援者へのケア（ストレス予防）

(参考)

福祉避難所の設置・運営に関するフロー



※「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」平成20年6月（厚生労働省）を元に作成

資 料

1 災害時連絡先一覧	18 ~ 30
2 長野県災害対策本部（木曾地方部）設置基準	31 ~ 32
3 災害時の医療救護（歯科医療救護）に関する協定書（写） 木曾医師会、木曾郡歯科医師会、木曾薬剤師会	33 ~ 35
4 長野県ヘリコプター運用計画	36 ~ 52
5 DMAT活動概要	53
6 広域災害救急医療情報システム（EMIS）概要	54
7 災害用備蓄医薬品の供給要請	55 ~ 57
8 災害時用医薬品発注票（長野県備蓄品用）	58 ~ 59
9 医療救護所開設マニュアル	60 ~ 64
10 医療救護班出動時の装備等チェックシート	65
〈医療救護班様式〉	
11 傷病者一覧表	66
12 災害診療記録	67 ~ 72
13 診療日誌	73

区分	所属		番号	備考
一般電話	保健福祉課(平日日中)		0264-22-4035	FAX:0264-24-2789
	本庁舎(代表電話)		0264-22-3000	休日、夜間は本庁舎へ電話転送
	日義支所		0264-26-2301	〃
	開田支所		0264-42-3331	〃
	三岳支所		0264-46-2001	〃
※防災行政無線	本庁舎	総務課危機管理室	481-79	
	〃	総務課危機管理室	481-8-130	衛星系専用
	〃	宿直室	481-8-161	衛星系専用
	〃	防災FAX	481-76	
衛星携帯電話		・本庁舎及び各支所に衛星携帯電話が配備されている。		
医療救護所	救護本部	木曾町役場	0264-22-3000	FAX:0264-24-3600
	地区救護所	保健センター	0264-22-4035	FAX:0264-24-2789
	地区救護所	日義支所	0264-26-2301	FAX:0264-26-2710
	地区救護所	開田支所	0264-42-3331	FAX:0264-42-3434
	地区救護所	三岳支所	0264-46-2001	FAX:0264-46-2523

※防災行政無線は[無線局番号]-[内線番号]で表記しており、実際に通話する場合は、無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。
町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

上松町

区分	所属		番号	備考
一般電話	住民福祉課(代表電話)		0264-52-2001	FAX:0264-52-2150
※防災行政無線	総務課		491-79	宿直室切替
	"	防災FAX	491-76	
	総務課	総務	491-8-20	衛星系専用
	"		491-8-18	衛星系専用
	住民福祉課		491-8-30	衛星系専用
	産業観光課		491-8-50	衛星系専用
	建設水道課		491-8-40	衛星系専用
	会計室		491-8-12	衛星系専用
	議会事務局		491-8-60	衛星系専用
医療救護所	救護本部	上松町ひのきの里総合文化センター	0264-52-2736	FAX:0264-52-5300
	地区救護所	健康増進センター	0264-52-2825	FAX:0264-52-2453
	地区救護所	上松中学校	0264-52-2135	FAX:0264-52-2697

※防災行政無線は{無線局番号}-{内線番号}で表記しており、実際に通話する場合は、無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。

町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

南木曾町

区分	所属		番号	備考
一般電話	住民課(代表電話)		0264-57-2001	FAX:0264-57-2270
※防災行政無線	総務課		501-79	宿直室切替
		防災FAX	501-76	
	総務課	総務係	501-8-125	衛星系専用
医療救護所	救護本部	南木曾町役場	0264-57-2001	FAX:0264-57-2270
	地区救護所	社会体育館	0264-57-3001	FAX:0264-57-3001
	地区救護所	公民館与川分館	IP 94-6014	木曾広域IP電話のみ通話可能
	地区救護所	公民館北部分館	IP 94-6015	木曾広域IP電話のみ通話可能
	地区救護所	公民館妻籠分館	IP 94-6017	木曾広域IP電話のみ通話可能
	地区救護所	南木曾小学校体育館	0264-57-2004	FAX:0264-57-2005
	地区救護所	公民館蘭分館	IP 94-6018	木曾広域IP電話のみ通話可能
	地区救護所	公民館広瀬分館	IP 94-6019	木曾広域IP電話のみ通話可能
	地区救護所	田立社会教育施設	IP 94-6020	木曾広域IP電話のみ通話可能

※防災行政無線は{無線局番号}-{内線番号}で表記しており、実際に通話する場合は、無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。

町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

IP電話については、木曾広域によるIP電話のみ通話することができる。

通話する場合は**のあとに局番(94)と電話番号をダイヤル。

木祖村

区分	所属		番号	備考
一般電話	住民福祉課(代表電話)		0264-36-2001	FAX:0264-36-3344
※防災行政無線	総務課		483-79	宿直室切替
		防災FAX	483-76	
	総務課		483-61	衛星系専用
	無線室		483-62	衛星系専用
	教育委員会		483-63	衛星系専用
医療救護所	救護本部	木祖村役場	0264-36-2001	FAX:0264-36-3344
	地区救護所	老人福祉センター	0264-36-2329	
	地区救護所	菅公民館	0264-36-2893	

※防災行政無線は{無線局番号}-{内線番号}で表記しており、実際に通話する場合は、無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。

町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

王滝村

区分	所属	番号	備考
一般電話	福祉健康課(平日日中)	0264-48-3155	休日、夜間は本庁舎へ FAX:0264-48-2275
	本庁舎(代表電話)	0264-48-2001	FAX:0264-48-2172
※防災行政無線	総務課・福祉健康課	494-79	宿直室切替
		防災FAX	494-76
	総務課	494-8-17	衛星系専用
	経済産業課	494-8-71	衛星系専用
	宿直室	494-8-45	衛星系専用
	議会事務局	494-8-32	衛星系専用
	衛星携帯電話		・1台配備
医療救護所	救護本部	保健福祉センター	0264-48-3155 FAX:0264-48-2275

※防災行政無線は[無線局番号]-[内線番号]で表記しており、実際に通話する場合は、無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。
 町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

大桑村

区分	所属		番号	備考
一般電話	福祉健康課(平日日中)		0264-55-4003	FAX:0264-55-4070
	総務課(代表電話)		0264-55-3080	FAX:0264-55-4134
※防災行政無線	総務課		502-79	宿直室切替
		防災FAX	502-76	
	総務課		502-8-23	衛星系専用
	住民課		502-8-40	衛星系専用
	建設水道課		502-8-50	衛星系専用
	議会事務局		502-8-10	衛星系専用
	宿直室		502-8-18	衛星系専用
医療救護所	救護本部	子育て世代包括支援センター	0264-55-1215	FAX:0264-55-4134
	地区救護所	大桑小学校	0264-55-2039	FAX:0264-55-1027
	地区救護所	大桑中学校	0264-55-3039	FAX:0264-55-2400

※防災行政無線は[無線局番号]-[内線番号]で表記しており、実際に通話する場合は、無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。
 町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

医療機関

種別	名称	電話番号	地区	備考
病院	木曾病院	0264-22-2703	木曾町福島	災害対策本部設置時のみ
		0264-22-2553		
	木曾みたけ診療所	0264-46-2266	木曾町三岳	内、外
	木曾ひよし診療所	0264-26-2001	木曾町日義	内、外
	田澤医院	0264-44-2008	木曾町開田	内、小
	原内科医院	0264-22-2678	木曾町福島	内、呼、胃
	芦沢医院	0264-52-2018	上松町	内 医師会長
	大脇医院	0264-52-2023	上松町	内、小
	篠崎医院	0264-57-2016	南木曾町	内、小、放、ア、リハ
	奥原医院	0264-36-2264	木祖村	内、小、整
	王滝村国保診療所	0264-48-2731	王滝村	内
	古根医院	0264-55-1188	大桑村	内、小、リハ
木曾医師会事務局		0264-22-3187	木曾町福島	FAX:0264-23-3234
歯科診療所	原歯科医院	0264-46-2520	木曾町三岳	
	はらの歯科医院	0264-23-8254	木曾町日義	
	ゆうあい歯科医院	0264-26-2442	木曾町日義	
	開田高原歯科診療所	0264-42-3200	木曾町開田	
	あすなろ歯科医院	0264-22-2221	木曾町福島	
	スマイル歯科クリニック	0264-24-3108	木曾町福島	
	鈴木歯科医院	0264-22-2038	木曾町福島	歯科医師会長
	JA木曾歯科診療所	0264-27-6111	木曾町新開	
	塚本歯科医院	0264-52-4577	上松町	
	水野歯科医院	0264-57-3050	南木曾町	
	こばやし歯科医院	0264-36-3320	木祖村	
	王滝村国保診療所	0264-48-2731	王滝村	
	古谷歯科医院	0264-55-2760	大桑村	
薬局	藪原眞岡薬局	0264-36-3302	木祖村	
	一ノ瀬薬局	0264-36-2111	木祖村	
	ヘルシーズみたけ薬局	0264-46-1117	木曾町三岳	
	眞岡薬局	0264-22-2136	木曾町福島	
	カドマ南薬局	0264-22-2628	木曾町福島	
	イオン薬局木曾福島店	0264-23-3993	木曾町福島	
	木曾薬剤師会薬局	0264-23-3633	木曾町福島	
	小林薬局	0264-52-2108	上松町	
	薬のマチノ	0264-52-5220	上松町	
	大桑はなの木薬局	0264-55-1710	大桑村	薬剤師会長
		えのき坂薬局	0264-57-3355	南木曾町

広域消防

区分	所属		番号	備考
一般電話	木曾広域消防 消防課		0264-24-3119	FAX:0264-22-2929
	木曾消防署(本署)		0264-22-0119	
	木曾消防署救急分遣所		0264-46-3119	
	木曾消防署北分署		0264-36-3119	
	木曾消防署南分署		0264-57-3119	
※防災行政無線	本署	通信指令室	504-79	防災電話
	〃	〃	504-76	防災FAX
衛星携帯電話	本署	指揮隊	1台配備されている	
(無線など) その他				

関係機関

区分	所属	番号	備考
一般電話	木曾警察署	0264-22-0110	
	中津川市民病院	0573-66-1251	
	岐阜県恵那保健所	0573-26-1111	

※防災行政無線は{無線局番号} - {内線番号}で表記しており、実際に通話する場合は、

無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。

町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

木曾保健福祉事務所・県機関

区分	所属	番号	備考
一般電話	総務課	0264-25-2231	FAX:0264-24-2276
	健康づくり支援課予防衛生係	0264-25-2232	
	" 保健衛生係	0264-25-2233	
	食品・生活衛生課	0264-25-2235	
	福祉課社会係	0264-25-2218	FAX:0264-24-2350
	" 福祉係	0264-25-2219	
※防災行政無線	総務課	副所長	238-2204
	"	総務係	238-2205
	"	防災FAX	238-8746
	健康づくり支援課	課長	238-2210
	"	予防衛生係	238-2211
	"	"	238-2212
	"	"	238-2224
	"	保健衛生係	238-2221
	"	"	238-2222
	食品・生活衛生課	課長	238-2230
	"	担当	238-2231
	"	"	238-2232
	福祉課	課長	238-2330
	"	社会係	238-2331
	"	"	238-2332
	"	"	238-2333
"	福祉係	238-2334	
"	"	238-2335	
"	"	238-2336	
衛星携帯電話	木曾保健福祉事務所	1台配備されている	
	木曾地域振興局	2台配備されている	災害対策本部木曾地方部
(無線など) その他	県庁健康福祉政策課企画調整係	026-235-7093	FAX:026-235-7485
		231-2335	
	県庁医療政策課企画管理係	026-235-7145	FAX:026-223-7106
		231-2619	
	木曾地域振興局総務管理・環境課	0264-25-2213	FAX:0264-23-2583
	238-2361		

※防災行政無線は{無線局番号}-{内線番号}で表記しており、実際に通話する場合は、無線局番号の前に衛星選択番号をつける必要がある。
町村からの発信は1をつけてダイヤル、県からの発信は81をつけてダイヤルを行う。

管内社会福祉施設一覧 (R5.4.1)

◎ 介護保険適用事業所

種 類	名 称	郵便番号	住 所	設置主体	定員等	電話番号	FAX番号	認可(届出)年月日	(町村名)	備 考
養護老人ホーム	木曾寮	〒399-5608	上松町荻原2404-1	木曾広域連合	65	52-2054	52-2934	S37.8.28	上松町	ショート2
小計	1事業所			(~H32整備目標 70)	65					
◎介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	◎グレイスフル木曾	〒397-0001	木曾町福島2781	(福)サン・ビジョン	30	21-1351	23-2077	H22.10.1	木曾町	ショート 10
	◎なんてんの里	〒397-0101	木曾町三岳10039	松塩筑木曾老人福祉施設組合	62	46-3335	46-1022	H11.4.22	木曾町	ショート 8、支援センター
	◎開田の里	〒397-0302	木曾町開田高原西野5227-100	(福)開田福祉会	40	44-1470	44-1590	H17.3.31	木曾町	ショート2、併 身体療護
	◎グレイスフル上松	〒399-5601	上松町上松188-1	(福)サン・ビジョン	30	52-1211	52-5610	H23.7.1	上松町	ショート 10
	◎木曾あすなろ荘	〒399-5303	南木曾町田立150-1	松塩筑木曾老人福祉施設組合	53	0573-75-4458	0573-75-4457	S60.2.1	南木曾町	ショート 8
	◎サニーヒルきそ	〒399-6201	木祖村藪原842-2	松塩筑木曾老人福祉施設組合	70	36-3820	36-3815	H8.4.25	木祖村	ショート10、支援センター
小計	6事業所			(~R5整備目標 282)	285					
◎短期入所生活介護	◎ショートステイホーム グレイスフル木曾	〒397-0001	木曾町福島2781	(福)サン・ビジョン	10	21-1351	23-2077	H22.10.1	木曾町	併 特養、予防
	◎なんてんの里	〒397-0101	木曾町三岳10039	松塩筑木曾老人福祉施設組合	8	46-3335	46-1022	H11.4.22	木曾町	併 特養、予防
	◎開田の里	〒397-0302	木曾町開田高原西野5227-100	(福)開田福祉会	5	44-1470	44-1590	H17.4.1	木曾町	併 特養
	◎あい愛ケアセンター	〒399-5607	上松町小川12050-5	(株)あい愛	27	52-1235	52-2655	H17.7.16	上松町	併 デイ、予防
	◎ショートステイホーム グレイスフル上松	〒399-5601	上松町上松188-1	(福)サン・ビジョン	10	52-1211	52-5610	H23.7.1	上松町	併 特養、予防
	◎木曾あすなろ荘	〒399-5303	南木曾町田立150-1	松塩筑木曾老人福祉施設組合	8	0573-75-4458	0573-75-4457	S60.2.1	南木曾町	併 特養、予防
	◎サニーヒルきそ	〒399-6201	木祖村藪原842-2	松塩筑木曾老人福祉施設組合	10	36-3820	36-3815	H8.4.25	木祖村	併 特養、予防
	◎サンシャインあてら	〒399-5504	大桑村野尻931-1	(株)サンシャインライフ	20	55-1105	55-1165	H18.7.1	大桑村	併 デイ
小計	8事業所				98					
◎介護老人保健施設	◎長野県木曾介護老人保健施設	〒397-8555	木曾町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構	50	22-2677	22-2781	H7.5.15	木曾町	県立木曾病院併設、通所リハ10人
小計	1事業所			(~H32整備目標 50)	50					
◎介護医療院	◎長野県立木曾病院 介護医療院	〒397-8555	木曾町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構	20	22-27-3	22-2538	R2.3.1	木曾町	併 短期入所療養介護
小計	1事業所				20					
◎通所介護 (老人デイサービスセンター)	◎木曾福島デイサービスセンター	〒397-0001	木曾町福島6305	(福)木曾町社会福祉協議会	30	23-3065	24-3711	H14.9.1	木曾町	予防
	◎あい愛ケアセンター	〒399-5607	上松町小川12050-5	(株)あい愛	30	52-1235	52-2655	H16.2.1	上松町	併 短期入所、予防
	◎南木曾デイサービスセンター	〒399-5303	南木曾町田立143-1	(福)南木曾町社会福祉協議会	40	0573-75-5006	0573-75-5521	H12.2.26	南木曾町	予防、共生型生活介護
	◎大桑村デイサービスセンター	〒399-5501	大桑村殿981-1	(福)大桑村社会福祉協議会	30	55-3755	55-4123	H11.12.27	大桑村	通所介護、予防、自主事業(宿泊)
	◎サンシャインあてら	〒399-5504	大桑村野尻931-1	(株)サンシャインライフ	20	55-1105	55-1165	H17.8.1	大桑村	併 短期入所、予防、自主事業(宿泊)
	◎開田デイサービスセンター	〒397-0301	木曾町開田高原末川2797	(福)木曾町社会福祉協議会	18	42-3255	42-3260	H29.12.1	木曾町	*地域密着、予防
	◎デイサービスセンターグレイスフル日義	〒399-6101	木曾町日義2752-1	(福)サン・ビジョン	18	26-1211	26-2680	H28.4.1	木曾町	*地域密着、予防
	◎デイサービス清雲	〒399-6101	木曾町日義4878	(有)木曾アーチェリー	15	21-3010	21-3012	H22.10.15	木曾町	*地域密着、予防、自主事業(宿泊)、共生型生活介護
	◎宅老所笑顔	〒397-0001	木曾町福島2222	(NPO)笑顔	10	22-2756	22-2786	H28.4.1	木曾町	*地域密着、予防
	◎社会福祉法人上松町社会福祉協議会	〒399-5607	上松町小川1702	(福)上松町社会福祉協議会	18	52-3560	52-5554	H11.12.27	上松町	*地域密着、予防
	◎宅老所喜楽庵	〒399-5302	南木曾町吾妻839-5	(福)南木曾町社会福祉協議会	10	57-3841	57-3841	H16.4.1	南木曾町	*地域密着、予防
	◎宅老所ごうどの家	〒399-5301	南木曾町読書3348-9	(NPO)なぎそ福祉会	10	57-3938	57-3938	H28.4.1	南木曾町	*地域密着、予防
	◎王滝村デイサービスセンター	〒397-0201	王滝村2830-1	(福)王滝村社会福祉協議会	10	48-2008	48-3003	H12.4.1	王滝村	*地域密着、予防
	◎宅老所あがらんしょ	〒399-5504	大桑村野尻1326-3	(NPO)あがらんしょ	10	55-2197	55-2197	H16.2.1	大桑村	*地域密着、予防、共生型生活介護
	◎福寿庵(認知症対応型)	〒397-0002	木曾町新開2352-2	(NPO)生活支援サービス事業所福寿庵	5	24-0129	24-0129	H30.4.1	木曾町	
	◎デイサービス団らん みんなのまる福	〒397-0101	木曾町三岳6308-3	(同)みんなのまる福	10	090-7346-0009(仮)	—	R5.4.1	木曾町	地域密着のみ
小計	16事業所				284					
◎通所リハビリテーション	◎長野県木曾介護老人保健施設	〒397-8555	木曾町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構		22-2677	22-2781		木曾町	
小計	1事業所				-					
◎訪問介護	◎木曾町ホームヘルパーステーション	〒399-6101	木曾町日義1600-1	(福)木曾町社会福祉協議会		26-2283	26-2073	H18.4.1	木曾町	予防
	◎介護屋つむぎ	〒399-6101	木曾町日義3781-1	(NPO)介護屋つむぎ		24-0771	24-0773	H29.1.1	木曾町	予防
	◎木曾寮	〒399-5608	上松町荻原2404-1	木曾広域連合		52-2054	52-2934	H18.5.1	上松町	予防
	◎社会福祉法人上松町社会福祉協議会	〒399-5607	上松町小川1702	(福)上松町社会福祉協議会		52-3560	52-5544	H11.12.21	上松町	予防
	◎南木曾町ホームヘルパーステーション	〒399-5303	南木曾町田立143-1	(福)南木曾町社会福祉協議会		0573-75-5519	0573-75-5521	H12.2.26	南木曾町	予防
	◎社会福祉法人王滝村社会福祉協議会訪問介護ステーション	〒397-0201	王滝村2830-1	(福)王滝村社会福祉協議会		48-2008	48-3033	H12.3.11	王滝村	予防
	◎社会福祉法人木祖村社会福祉協議会	〒399-6203	木祖村小木曾1593	(福)木祖村社会福祉協議会		36-3441	36-3482	H12.1.21	木祖村	予防
	◎大桑村ホームヘルパーステーション	〒399-5501	大桑村殿981-1	(福)大桑村社会福祉協議会		55-3755	55-4123	H11.11.24	大桑村	予防
小計	8事業所				-					

種 類	名 称	郵便番号	住 所	設置主体	定員等	電話番号	FAX番号	認可(届出) 年月日	(町村名)	備 考
◎訪問入浴介護	◎ホットスマイル介護サービス	〒397-0002	木曾町新開4259-1	(有)ホットスマイル介護サービス		21-1855	21-1866	H16.7.1	木曾町	
	◎介護屋つむぎ	〒399-6101	木曾町日義3781-1	(NPO)介護屋つむぎ		24-0771	24-0773	H27.9.1	木曾町	
小計	2事業所				-					
◎訪問看護	◎長野県立木曾病院	〒397-8555	木曾町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構		22-2703	22-2638	H12.2.18	木曾町	医療系
	◎(公社)長野県看護協会木曾訪問看護ステーション	〒399-6101	木曾町日義4852-1	(公社)長野県看護協会		21-1200	21-1201	H10.4.10	木曾町	福祉系
小計	2事業所				-					
◎訪問リハビリテーション	◎長野県立木曾病院	〒397-8555	木曾町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構		22-2703	22-2538	H12.2.18	木曾町	
小計	1事業所				-					
◎福祉用具貸与	◎JA木曾福祉用具貸与事業所	〒397-0001	木曾町福島2863-4	木曾農業協同組合		21-2113	21-2117	H11.9.25	木曾町	予防
	◎有限会社アサイ	〒399-5301	南木曾町読書3643-11	(有)アサイ		57-2525	57-2524	R4.6.16	南木曾町	予防
小計	2事業所				-					
◎特定福祉用具販売	◎JA木曾特定福祉用具販売事業所	〒397-0001	木曾町福島2863-4	木曾農業協同組合		21-2113	21-2117	H18.4.1	木曾町	予防
	◎有限会社アサイ	〒399-5301	南木曾町読書3643-11	(有)アサイ		57-2525	57-2524	R4.6.16	南木曾町	予防
小計	1事業所				-					
◎認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	◎グループホームグレースフル日義	〒399-6101	木曾町日義2752-1	(福)サン・ビジョン	18	26-1211	26-2680	H15.5.1	木曾町	*地域密着
	◎のぞみの里	〒397-0001	木曾町福島5569	(NPO)のぞみの里	9	21-3131	22-3132	H19.12.1	木曾町	*地域密着
	◎グループホーム幸楽	〒399-6101	木曾町日義4905	(有)幸楽	18	23-1001	23-1002	H20.4.6	木曾町	*地域密着
	◎サンシャイン神戸の杜グループホーム	〒399-5301	南木曾町読書3227-4	(株)サンシャインライフ	18	57-1105	57-1165	H25.1.1	南木曾町	*地域密着
	◎サンシャインあてらグループホーム	〒399-5504	大桑村野尻931-1	(株)サンシャインライフ	18	55-1107	55-1056	H21.1.15	大桑村	*地域密着
◎グループホームアイハウス日義	〒399-6101	木曾町日義5175	(有)ホットスマイル介護サービス	9	25-6661	25-6663	R4.4.1	木曾町	*地域密着	
小計	6事業所			(~H32整備目標 81)	90					
◎小規模多機能型居宅介護	◎のぞみの里	〒397-0001	木曾町福島5569	(NPO)のぞみの里	29	21-3131	21-3132	H19.12.1	木曾町	*地域密着(登録定員25、通い15、宿泊5)
小計	1事業所				29					
◎居宅介護支援事業所	◎木曾町社会福祉協議会居宅介護支援センター	〒399-6101	木曾町日義1600-1	(福)木曾町社会福祉協議会		26-2283	26-2073	H11.7.30	木曾町	
	◎公益社団法人長野県看護協会木曾ケアマネジメントオフィス	〒399-6101	木曾町日義4852-1	(社)長野県看護協会		21-1200	21-1201	H11.9.16	木曾町	
	◎介護支援センターグレースフル木曾	〒399-6101	木曾町日義2752-1	(福)サン・ビジョン		26-1211	26-2680	H26.6.1	木曾町	
	◎上松町社会福祉協議会指定居宅介護支援センター	〒399-5607	上松町小川1702	(福)上松町社会福祉協議会		52-3560	52-5544	H11.8.1	上松町	
	◎木曾寮	〒399-5608	上松町荻原2404-1	木曾広域連合		52-2054	52-2934	H18.5.1	上松町	
	◎南木曾町社協居宅介護支援事業所	〒399-5303	南木曾町田立143-1	(福)南木曾町社会福祉協議会		0573-75-5517	0573-75-5521	H11.9.16	南木曾町	
	◎社会福祉法人木祖村社会福祉協議会	〒399-6203	木祖村小木曾1593	(福)木祖村社会福祉協議会		36-3441	36-3482	H12.2.26	木祖村	
	◎王滝村社会福祉協議会居宅介護支援センター	〒397-0201	王滝村2830-1	(福)王滝村社会福祉協議会		48-2008	48-3033	H11.9.16	王滝村	
	◎大桑村居宅介護支援事業所ほのほの	〒399-5501	大桑村殿981-1	(福)大桑村社会福祉協議会		55-2223	55-3799	H18.4.1	大桑村	
	◎ケアプランセンター福寿庵	〒397-0002	木曾町新開2352-2	(NPO)生活支援サービス事業所福寿庵		24-0129	24-0129	H27.8.16	木曾町	休止
小計	10事業所 (内 休止1)				-					
地域包括支援センター	木曾町地域包括支援センター	〒397-0001	木曾町福島5764-5	木曾町		22-4035	24-2789	H19.4.1	木曾町	
	上松町地域包括支援センター	〒399-5607	上松町小川1658-1	上松町		52-5550	52-2453	H18.4.1	上松町	
	南木曾町地域包括支援センター	〒399-5301	南木曾町読書3668-1	南木曾町		57-2001	57-2270	H18.4.1	南木曾町	
	木祖村地域包括支援センター	〒399-6201	木祖村荻原1191-1	木祖村		36-2001	36-3344	H18.4.1	木祖村	
	王滝村地域包括支援センター	〒397-0201	王滝村2830-1	王滝村		48-3155	48-2275	H18.4.1	王滝村	
	大桑村地域包括支援センター	〒399-5503	大桑村長野880-1	大桑村		55-4022	55-4070	H18.4.1	大桑村	
小計	6事業所									
生活支援ハウス	木曾福島高齢者生活福祉センター	〒397-0001	木曾町福島6305	木曾町	6	24-3777	22-2786	H14.9.1	木曾町	併 デイ
	上松町生活支援ハウス	〒399-5607	上松町小川1702	上松町	6	52-3560		H11.4.1	上松町	併 身障共同作業所、在介、デイ
	王滝村高齢者生活福祉センター	〒397-0201	王滝村2830-1	王滝村	6	48-3155	48-2275	H12.4.1	王滝村	併 デイ、在介
小計	3事業所				18					
老人デイサービス	和み家	〒397-0101	木曾町三岳6308-3	(福)木曾町社会福祉協議会		46-3500			木曾町	介護保険外通所(予防介護の位置付け)
	陽だまり	〒397-0301	木曾町開田高原末川2797	(福)木曾町社会福祉協議会		42-3370			木曾町	介護保険外通所(予防介護の位置付け)
小計	2事業所									

種 類	名 称	郵便番号	住 所	設置主体	定員等	電話番号	FAX番号	認可(届出) 年月日	(町村名)	備 考	
高 齢 者 福 祉	老人憩いの家 (高齢者福祉/集いの場)	木曽福島老人憩いの家	〒397-0001 木曽町福島2222	木曽町		22-3705		S49.4	木曽町	NPO笑顔指定管理	
		夕山荘	〒397-0302 木曽町開田高原西野1	木曽町		42-3331	42-3434	S52.4	木曽町		
		上松町老人憩いの家	〒399-5606 上松町緑町1-719	上松町		52-2825	52-2453	S54.4	上松町		
	小計	3事業所			-						
	老人福祉センター(A型)	木祖村老人福祉センター	〒399-6203 木祖村小木曽1574-2	木祖村			36-2329		S53.11	木祖村	
		日義老人福祉センター	〒399-6101 木曽町日義1600-1	木曽町			26-2711		S59.5	木曽町	休止中
小計	2事業所 (内 休止 1)										
障 が い 者 福 祉	指定障害者支援施設	開田の里	〒397-0302 木曽町開田高原西野5227-100	(福)開田福祉会	10	44-1470	44-1590	H17.4.1	木曽町	併 特養	
		指定障害者支援施設上松荘	〒399-5607 上松町荻原1460	(福)木曽社会福祉事業協会	40	52-2298	52-5155	H21.5.1	上松町		
	小計	2事業所			50						
	共同生活援助 (障害者グループホーム)	風舎	〒399-0002 木曽町新開4324-3	企業組合労協ながの	6	24-3087	24-3087	H19.9.1	木曽町	木曽町障害者ケアホーム風舎	
		ふるさと	〒399-0002 木曽町新開4299-4	企業組合労協ながの	6	23-3008	23-3008	H24.5.1	木曽町	"	
		I-HOUSE	〒397-0001 木曽町福島安林624番地外	(株)ディアローク	6	050-2006-2410	050-2006-2410	H26.10.1	木曽町	I-HOUSE	
		やまぶき荘	〒397-0001 木曽町福島2114-1	(福)木曽社会福祉事業協会	6	22-3112	22-3112	H24.4.1	木曽町	グループホーム事業所 麦の穂	
		I 郷谷アパート	〒397-0001 木曽町福島郷谷6285	(福)木曽社会福祉事業協会	1			R3.7.1	木曽町	" (やまぶき荘のサテライト)	
		松の木寮	〒399-5607 上松町緑町3-19	(福)木曽社会福祉事業協会	7	52-3381	52-3381	H2.8.1	上松町	"	
		こぶし荘	〒399-5602 上松町本町通り4-37	(福)木曽社会福祉事業協会	5	52-5088	52-5088	H17.6.1	上松町	"	
		れんげ荘	〒399-5607 上松町小川1794	(福)木曽社会福祉事業協会	6	52-4049	52-4049	H21.5.1	上松町	"	
		うらしま	〒399-5607 上松町小川2361-7	(福)木曽社会福祉事業協会	6	52-2244		H26.5.1	上松町	"	
		すみよし	〒397-0001 南木曽町読書3645-29	(福)木曽社会福祉事業協会	5	57-2510	57-2510	H28.5.1	南木曽町	"	
		さくら家	〒399-5502 大桑村須原901-1	(福)木曽社会福祉事業協会	6	24-0839		R元.5.1	大桑村	"	
	小計	11戸(3事業所)			60						
	短期入所	上松荘短期入所事業所	〒399-5607 上松町荻原1460	(福)木曽社会福祉事業協会	5	52-2298	52-5155	H18.10.1	上松町		
		開田の里	〒397-0302 木曽町開田高原西野5227-100	(福)開田福祉会	3	44-1470	44-1590		木曽町		
		ふるさと	〒399-0002 木曽町新開4299-4	企業組合労協ながの	2	23-3008	23-3008		木曽町		
		I-HOUSE	〒397-0001 木曽町福島安林624番地外	(株)ディアローク	3	050-2006-2410	050-2006-2410	H27.7.1	木曽町		
		麦の穂	〒397-5607 (事務所)上松町小川1973-1	(福)木曽社会福祉事業協会	3	52-5740		H29.5.1	上松町他	すみよし、松の木寮、さくら家(事務所はりんくきそ併設)	
小計	5事業所			16							
就労継続支援A型(雇用型)	ワークステーションすてつぷ	〒399-5608 上松町荻原中島1460	(福)木曽社会福祉事業協会	20	52-2901		H21.5.1	上松町			
小計	1事業所			20							
就労継続支援B型 (非雇用型)	みやまの家	〒399-0002 木曽町新開2136	木曽町	20	22-2452	22-2452	H22.4.1	木曽町	木曽町社会福祉協議会(指定管理)		
	太陽の家	〒399-0002 木曽町福島5381	木曽町	20	23-3207	23-3207	H22.4.1	木曽町	木曽町社会福祉協議会(指定管理)		
	ともえの家	〒399-6101 木曽町日義2638	木曽町	10	26-2920	26-2920	H22.4.1	木曽町	木曽町社会福祉協議会(指定管理)		
	こまきワークセンター	〒399-5607 上松町小川1973-1	(福)木曽社会福祉事業協会	30	52-5227	52-5229	H19.5.1	上松町			
	ひだまり工房	〒399-5607 南木曽町田立143-1	南木曽町	15	0573-75-5223	0573-75-5223	H20.10.1	南木曽町	南木曽町社会福祉協議会(指定管理)		
	和ケーション	〒397-0001 木曽町福島5115-1	企業組合労協ながの	20	24-0225	24-0224	H27.10.1	木曽町			
	I-WORK	〒399-5607 上松町小川1975-3	(株)ディアローク	20	24-0172	24-0173	H27.11.1	上松町			
小計	7事業所			135							
自立訓練(生活訓練)	なごみの家	〒397-0001 木曽町福島2859-1	木曽町	20	22-4030	22-4030	H22.4.1	木曽町	木曽町社会福祉協議会(指定管理) R4.6.1~休止		
小計	1事業所			20							
地域活動支援センター	地域活動支援センター みやまの家	〒397-0001 木曽町新開2136	木曽町	20	58-2757	58-2757	H19.4.1	木曽町			
	地域活動支援センター なごみの家	〒397-0001 木曽町福島2859-1	木曽町	10	22-4030	22-4030	H19.4.1	木曽町			
	地域活動支援センター マインド会	〒397-0101 木曽町三岳6348-2	木曽町	9	46-2855	46-2855	H19.4.1	木曽町			
	地域活動支援センター 太陽の家	〒397-0002 木曽町福島八沢5381	木曽町	12	23-3207	23-3207	H19.4.1	木曽町			
	地域活動支援センター ともえの家	〒399-6101 木曽町日義2638	木曽町	5	26-2920	26-2920	H19.4.1	木曽町			
	地域活動支援センター ソール・Sole	〒399-5607 上松町小川1683-1	上松町	10	52-2899	52-2899	H26.12.1	上松町	(NPO)上松町こども未来会議へ委託		
	地域活動支援センターのどか	〒399-5303 南木曽町田立418-5	南木曽町	15	91-2001	91-2001		南木曽町	(NPO)なぎそ福祉会へ委託		
	大桑村地域活動支援センター	〒399-5504 大桑村野尻880-1	大桑村	10	55-4447	55-4447	H19.4.1	大桑村	地活を残しさらに就労Bへ移行予定 大桑村社協指定管理		
小計	8事業所			91							
社会事業授産施設	木曽町福祉企業センター	〒397-0301 木曽町開田高原末川2756	木曽町	20	42-3443	42-3448	S43.10.1	木曽町			
小計	1事業所			20							

種類	名称	郵便番号	住所	設置主体	定員等	電話番号	FAX番号	認可(届出)年月日	(町村名)	備考
障がい者福祉	生活介護	ひのきちゃんハウス	〒397-0001 木曾町福島1320	(福)木曾社会福祉事業協会	10	23-2053	23-2053		木曾町	
	共生型生活介護	デイサービス清雲	〒399-6101 木曾町日義4878	(有)木曾アーチェリー	15	21-3010	21-3012	H31.2.1	木曾町	
		宅幼老所あがらんしょ	〒399-5504 大桑村野尻1326-3	(NPO)あがらんしょ	10	55-2197	55-2197	H31.3.1	大桑村	
		南木曾デイサービスセンター	〒399-5303 南木曾町田立143-1	(福)南木曾町社会福祉協議会	35	0573-75-5006	0573-75-5521	R3.1.1	南木曾町	
	小計	4事業所			70					
	障害者総合支援センター	木曾障害者総合支援センターともに	〒399-5607 上松町小川1702	(福)木曾社会福祉事業協会		52-2494	52-2497	H16.10.1	上松町	
	小計	1事業所								
	居宅介護	木曾町自立支援ホームヘルパーステーション	〒399-6101 木曾町日義1600-1	(福)木曾町社会福祉協議会		26-1126	26-2073		木曾町	併 重度訪問介護
		社会福祉法人上松町社会福祉協議会	〒399-5607 上松町小川1702	(福)上松町社会福祉協議会		52-3560	52-5544		上松町	併 重度訪問介護
		南木曾町ホームヘルパーステーション	〒399-5303 南木曾町田立143-1	(福)南木曾町社会福祉協議会		0573-75-5516	0573-75-5521		南木曾町	併 重度訪問介護
		社会福祉法人木祖村社会福祉協議会	〒399-6203 木祖村小木曾1593	(福)木祖村社会福祉協議会		36-3441	36-3482		木祖村	併 重度訪問介護・行動援護
		王滝村社会福祉協議会訪問介護ステーション	〒397-0201 王滝村2830-1	(福)王滝村社会福祉協議会		48-2008	48-3033		王滝村	併 重度訪問介護
		大桑村ホームヘルパーステーション	〒399-5501 大桑村殿981-1	(福)大桑村社会福祉協議会		55-3755	55-4123		大桑村	併 重度訪問介護・行動援護
		NPO法人介護屋つむぎ	〒399-6101 木曾町日義3781-1	(NPO)介護屋つむぎ		24-0771	24-0773	H27.11.1	木曾町	併 重度訪問介護
小計	7事業所									
特定相談	木曾町障害者相談支援事業所	〒397-0001 木曾町福島2859-1	(福)木曾町社会福祉協議会		22-4030	22-4030	H24.11.1	木曾町		
	木曾社会福祉事業協会相談支援事業所りんくきそ	〒399-5607 上松町小川1973-1	(福)木曾社会福祉事業協会		52-5740		H25.5.1	上松町		
	上松町社会福祉協議会特定相談支援事業所	〒399-5607 上松町小川1702	(福)上松町社会福祉協議会		52-3560	52-5544	H26.6.1	上松町		
	社会福祉法人木祖村社会福祉協議会指定特定相談支援事業所	〒399-6201 木祖村藪原1191-30	(福)木祖村社会福祉協議会		57-3938		H26.10.1	木祖村		
	大桑村相談支援事業所	〒399-5504 大桑村野尻1307-1	(福)大桑村社会福祉協議会		55-4447		H26.10.1	大桑村		
	NPO法人なぎそ福祉会相談支援あしすと	〒399-5301 南木曾町読書3348-9	(NPO)なぎそ福祉会		57-3938	57-3938	H25.4.1	南木曾町		
	ひだまり	〒399-5303 南木曾町田立143-1	(福)南木曾町社会福祉協議会		0573-75-5223	0573-75-5223	H25.4.1	南木曾町		
	木曾障害者総合支援センターともに	〒399-5607 上松町小川1702	(福)木曾社会福祉事業協会		52-2494	52-2497	H24.4.1	上松町		
小計	8事業所									
保育所	上松保育園	〒399-5606 上松町緑町3-5	上松町	120	52-2086	52-2376	S30.4.1	上松町		
	とちのみ保育園	〒399-6203 木祖村小木曾523	木祖村	80	36-1150	36-1152	H16.4.1	木祖村		
	王滝村保育所	〒397-0201 王滝村2823	王滝村	45	48-2549	48-2549	S46.6.1	王滝村		
	大桑保育園	〒399-5502 大桑村須原979-1	大桑村	100	55-3017	55-3097	H17.8.1	大桑村		
	なぎそこども園	〒399-5301 南木曾町読書3912-37	南木曾町	117	57-2324	57-2324	R4.4.1	南木曾町		
	蘭園	〒399-5302 南木曾町吾妻3565	南木曾町	9	58-2332	58-2332	R4.4.1	南木曾町	なぎそこども園分園	
	田立園	〒399-5303 南木曾町田立1355	南木曾町	9	0573-75-2158	0573-75-2158	R4.4.1	南木曾町	なぎそこども園分園	
小計	7事業所			480						
幼保連携型認定こども園	木曾こども園	〒397-0002 木曾町新開4236-5	木曾町	120	22-2204	22-2155	R4.4.1	木曾町		
	日義こども園	〒399-6101 木曾町日義1590-3	木曾町	60	26-2415	26-2243	R4.4.1	木曾町		
	開田こども園	〒397-0301 木曾町開田高原末川2792	木曾町	30	42-1212	42-1213	R4.4.1	木曾町	信州やまほいく認定	
	三岳こども園	〒397-0101 木曾町三岳6445-2	木曾町	35	46-2152	46-2182	R4.4.1	木曾町	H30.4.1 移転新築	
小計	4事業所			245						
認可外保育所	木曾病院保育所	〒397-8555 木曾町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構	20	22-2703	22-2538	S51.6.1	木曾町		
	上松電子(株)託児所(キッズルームひまわり)	〒399-6101 上松町大字上松188	上松電子株式会社	7	52-5700		H22.4.1	上松町		
小計	2事業所			27						
障害児相談	ともに	〒399-5607 上松町小川1702	(福)木曾社会福祉事業協会		52-2494	52-2497	H24.4.1	上松町		
	木曾社会福祉事業協会相談支援事業所りんくきそ	〒399-5607 上松町小川1973-1	(福)木曾社会福祉事業協会		52-5740		H25.5.1	上松町		
	社会福祉法人木祖村社会福祉協議会障がい児相談支援事業所	〒399-6201 木祖村藪原1191-30	(福)木祖村社会福祉協議会		57-3938		H26.10.1	木祖村		
	NPO法人なぎそ福祉会相談支援あしすと	〒399-5301 南木曾町読書3348-9	(NPO)なぎそ福祉会		57-3938	57-3938	H25.4.1	南木曾町		
小計	4事業所									
児童発達支援事業放課後等デイサービス	木曾こどもセンター	〒399-0002 木曾町新開2136	(福)木曾社会福祉事業協会	10	22-3224	22-3224	H18.10.1	木曾町		
小計	1事業所			10						
児童養護施設	木曾ねざめ学園	〒399-5608 上松町萩原立町1255	(福)木曾社会福祉事業協会	30	52-2313	52-3068	S37.6.6	上松町		
小計	1事業所			30						
助産施設	長野県立木曾病院	〒397-8555 木曾町福島6613-4	地方独立行政法人長野県立病院機構	2	22-2703	22-2538	S51.11.1	木曾町		
小計	1事業所			2						

長野県災害対策本部木曾地方部設置基準

- 木曾地方部運営規定第6条により地域振興局長が設置する。

- 第6条 地域振興局長は、長野県災害対策本部が設置され、かつ管内に災害が発生しまたは発生が予想されるときに、地方部を設置するものとする。
- 2 地方部長は、地方部を設置したときは、その旨を管内町村に通知するほか、次の各号に掲げるもののうち必要と認めたものに通知するものとする。
- (1) 県の関係機関の長
- (2) 地方部長が必要と認める者

・ 長野県災害対策本部が設置される基準（長野県地域防災計画より）

県は、大規模な災害が発生したとき、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めたとき、並びに県下に震度6弱以上の地震が発生したときは、長野県災害対策本部を設置する。

【参考】木曾保健福祉事務所災害応急対策活動要領（抜粋）

- 第2条 大規模災害が発生した場合又はそのおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、保健福祉事務局長は防災計画第3章に定める情報収集・連絡活動等の活動体制（以下「配備体制」という）をとる。
- 2 配備体制は、気象予警報等の発表状況及び災害の発生状況等に応じ、警戒一時体制、警戒二次体制、非常体制、緊急体制、全体体制の5段階とする。

木曾保健福祉事務所配備基準一覧（◎は指示によらない参集）

【振興局、県税事務所、保健福祉事務所、会計センター合同】

要件	気象予警報・情報等の発表、中小規模の災害に対応する場合	
配備体制	第1配備（自宅待機）	第2配備（勤務体制）
活動開始基準	1 大雨・大雪注意報が発表されたとき 2 震度3の地震が発生されたとき 3 噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時 4 災害が発生する恐れのあるとき	1 暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表されたとき 2 管内町村で避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき 3 災害が発生する恐れがあるときで、局長が必要と認めたとき 例：台風及び長雨時に大雨注意報が発表されたとき 管内町村で震度3の地震が同日中に2回発生したとき 4 災害が発生した時で、局長が必要と認めたとき
班体制	1班(3名のうち2名が待機)	1班(3名のうち2名が出勤)
活動内容	(1) 情報等の受理・伝達・報告、被害情報等の収集・集約 (2) 局長、副局長兼総務管理・環境課長への状況報告、判断を仰ぐこと及び県への状況報告 (3) 防災関係機関との連絡調整(町村、関係各課、県現地機関、防災関係機関) (4) その他、局長から指示された事項	

【保健福祉事務所のみ】

活動体制	適用基準	活動内容
	木曾保健福祉事務所	
災害 応急 対策 活動 体制	警戒体制 ◎管内町村が次に掲げるいずれか一以上の状況に至った場合 1 管内町村で 震度4 の地震が発生した時 2 噴火警戒レベル3（入山規制） が発表された時 3 住民に対し 避難勧告 又は 避難指示（緊急） が発令された時 ◎ 南海トラフ地震臨時情報（調査中） が発表された時 ◎ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態」 が発生した時 ○管内町村が次のいずれかの状況下において、所長が必要と認めた場合 1 大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、記録的時間大雨情報が発表された時 2 災害が発生した時 3 重大な災害が発生する恐れがある時 4 その他必要と認めた時	職員1名 を配備 災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。 情報収集を円滑に行いうる最小限の体制とする。
	非常体制 ◎管内町村が次に掲げるいずれか一以上の状況に至った場合 1 大雨、暴風、暴風雪、大雪 特別警報 が発表された時 2 管内町村で 震度5弱又は5強 の地震が発生したとき 3 噴火レベル4（避難準備）または同レベル5（避難） が発表された時 4 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪 特別警報の発表に関する事前の情報提供 があった時 ◎ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） が発表された時 ◎ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「施設敷地緊急事態」 が発生した時 ○管内町村が次のいずれかの状況下において、所長が必要と認めた場合 1 暴風・大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表された時 2 災害が発生した時 3 激甚な災害が発生する恐れがある時	総務課 2名 健康づくり支援課 2名 食品・生活衛生課 2名 福祉課 2名 を配備（副所長・各課長を含む） 災害発生前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い応急体制の準備を整える。 事態の推移に伴い災害対策本部を設置し、情報、水防、医療、救護等の応急対策活動を円滑に行いうる体制とする。
	緊急体制 ◎管内町村で 震度6弱 の地震が発生した時 ◎ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が発表された時 ◎ 柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態」 が発生した時 ○管内町村が次のいずれかの状況下において、所長が必要と認めた場合 1 大規模な災害が発生した時 2 大規模な災害が発生する恐れがある場合等で局長等が必要と認めた時	総務課 4名 健康づくり支援課 6名（各係2名以上） 食品・生活衛生課 4名 福祉課 6名（各係2名以上） を配備（所長・副所長・各課長を含む） 非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。
	全体体制 ◎管内町村で 震度6強 の地震が発生した時 ◎ 南海トラフ地震が発生した時 ◎管内において 原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難 が必要となった場合 ○県下全域で大規模な災害が発生した場合で、知事から指示があった時 又は局長等が必要と認めた時	職員全員 を配備 災害の推移により、必要な人員による体制とする。



災害時の医療救護についての協定書

木曾郡町村(以下「甲」という。)と木曾医師会(以下「乙」という。)とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

- (総則)
- 第1条 この協定書は、甲が行う災害時の医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 2 甲は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。
- 3 乙は、前項に定める甲の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(伝達体系)

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、連絡網を策定し、これを甲に提出するものとする。

- (医師の派遣)
- 第3条 甲は、次の場合必要に応じて、乙に医師の派遣を要請するものとする。
- (1) 災害救助法による救助
- (2) (1)以外の災害又は大規模事故等による救助
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、医師を派遣するものとする。

(医師の業務)

第4条 乙が派遣する医師は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救護を行う。

(医師の輸送)

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医師の輸送について、必要な措置をとるものとする。

(協議)

第6条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月1日

甲	木曾町	町長	田中 勝巳	
	上松町	町長	田上 正寿	
	南木曾町	町長	宮川 正光	
	木祖村	村長	栗屋 徳	
	王滝村	村長	瀬戸 豊	
	大桑村	村長	貴舟 豊	
乙	木曾医師会	会長	池口 榮吉	



災害時の歯科医療救護についての協定書

木曾郡町村（以下「甲」という。）と木曾郡歯科医師会（以下「乙」という。）とは災害時の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定書は、甲が行う災害時の歯科医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。
- 第3条 乙は、前項に定める甲の歯科医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（伝達体系）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、連絡網を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医師の派遣）

第3条 甲は、次の場合必要に応じて、乙に歯科医師の派遣を要請するものとする。

- (1) 災害救助法による救助
 - (2) (1)以外の災害又は大規模事故等による救助
2. 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医師を派遣するものとする。

（歯科医師の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医師は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救護を行う。

（歯科医師の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（協議）

第6条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第7条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月1日



甲 木曾町

町長 田中 勝巳



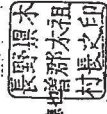
上松町

町長 田上 正賢



南木曾町

町長 宮川 正光



木祖村

村長 栗屋 徳中



王滝村

村長 瀬戸 幸之



大桑村

村長 貴舟 豊



乙 木曾郡歯科医師会

会長 水野 優



災害時の医療救護についての協定書

木曾郡町村（以下「甲」という。）と木曾薬剤師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

- 第1条 この協定書は、甲が行う災害時の医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。
- 2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき行う医療救護について、本協定に準じ、乙の協力を得て実施できるよう、必要な調整を行うものとする。
- 3 乙は、前項に定める甲の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

（伝達体系）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、連絡網を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師の派遣）

第3条 甲は、次の場合必要に応じて、乙に薬剤師の派遣を要請するものとする。

- (1) 災害救助法による救助
 - (2) (1)以外の災害又は大規模事故等による救助
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、薬剤師を派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救護を行う。

（薬剤師の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（協議）

第6条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第7条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、協定期間の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。
この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年3月1日

甲 木曾町 町長 田中 勝巳

上松町 町長 田上 正頼

南木曾町 町長 宮川 正光

木祖村 村長 栗屋 徳也

王滝村 村長 瀬戸 普

大桑村 村長 貴舟 豊

乙 木曾薬剤師会 会長 池口 聖一



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 県はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。また必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第3 計画の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名 称	機 種	定員	救助 ホイス ト	消火 装置	物資 吊下	映像 伝送
消防防災 ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援 等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各 種	6				

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（危機管理部）

市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

2 出動手続の実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行うものとする。

（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。
- ・災害の状況と活動の具体的内容
(消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)
 - ・活動に必要な資機材等
 - ・ヘリポート及び給油体制
 - ・要請者、現場責任者及び連絡方法
 - ・資機材等の準備状況
 - ・気象状況
 - ・ヘリコプターの誘導方法
 - ・他のヘリコプターの活動状況
 - ・その他必要な事項
- (イ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定するものとし、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示する。
- (ウ) 飛行の安全確保のため、被害状況偵察を含む活動時の航空無線周波数は松本空港情報圏を除き別に示すまでは1 2 3. 4 5 MHz (防災機関相互通信用)を使用することを基準とする。
- (エ) 傷病者の搬送に当たっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村等と調整する。
- (オ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、ヘリコプターによる情報収集を行う。
- (カ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航の調整を行う。また平時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図る。

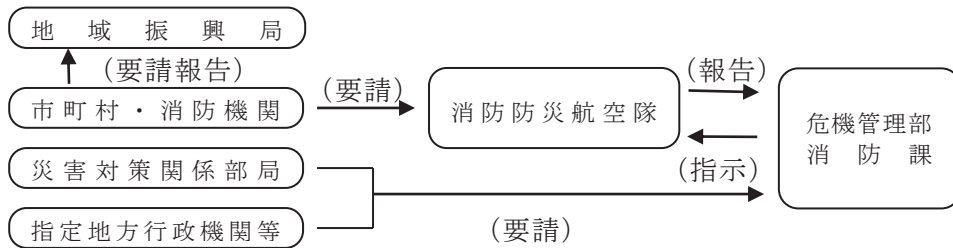
イ【市町村等が実施する対策】

- (ア) 要請に当たっては、前記ア(ア)の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請するものとする。
(文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。)
- (イ) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとるものとする。
- (ウ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配するものとする。
- (エ) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。

(別記) ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

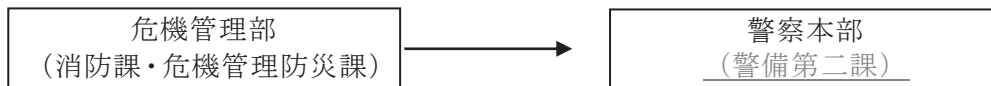
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



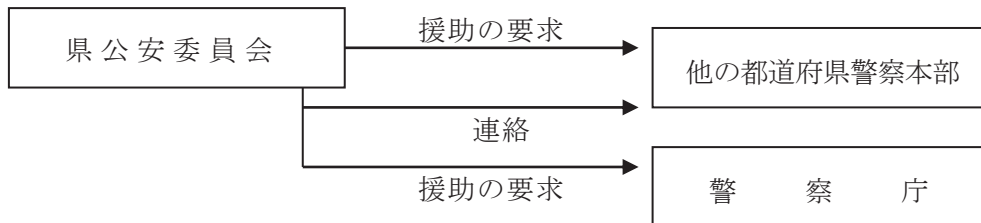
※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



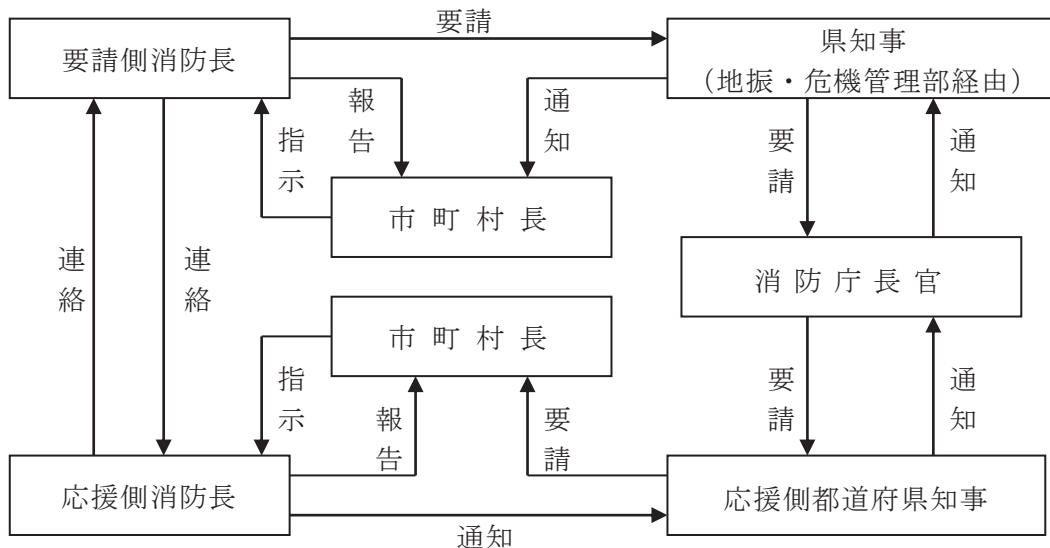
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順



(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

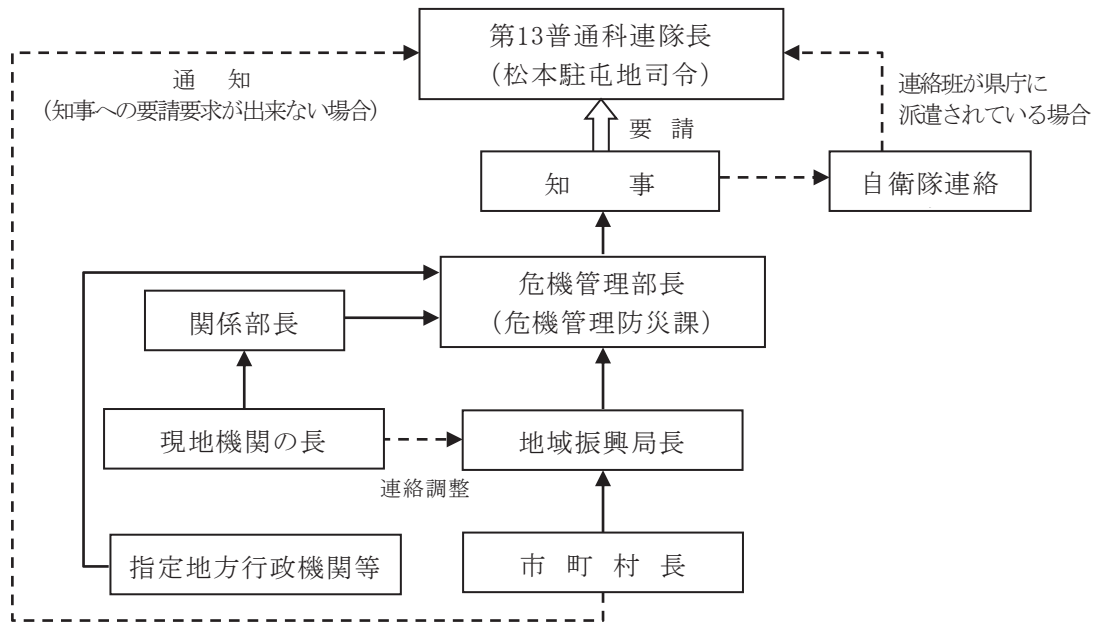
東京消防庁	埼玉県	山梨県	<u>群馬県</u>	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

<u>茨城県</u>	<u>栃木県</u>	千葉市	<u>横浜市</u>	<u>川崎市</u>	<u>石川県</u>
<u>福井県</u>	<u>静岡県</u>	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

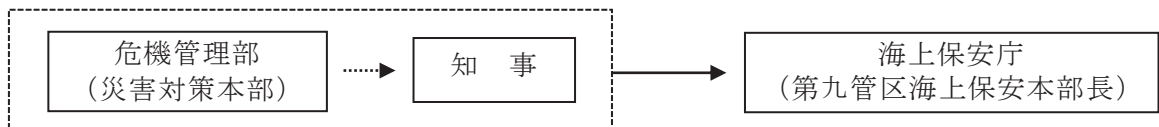
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



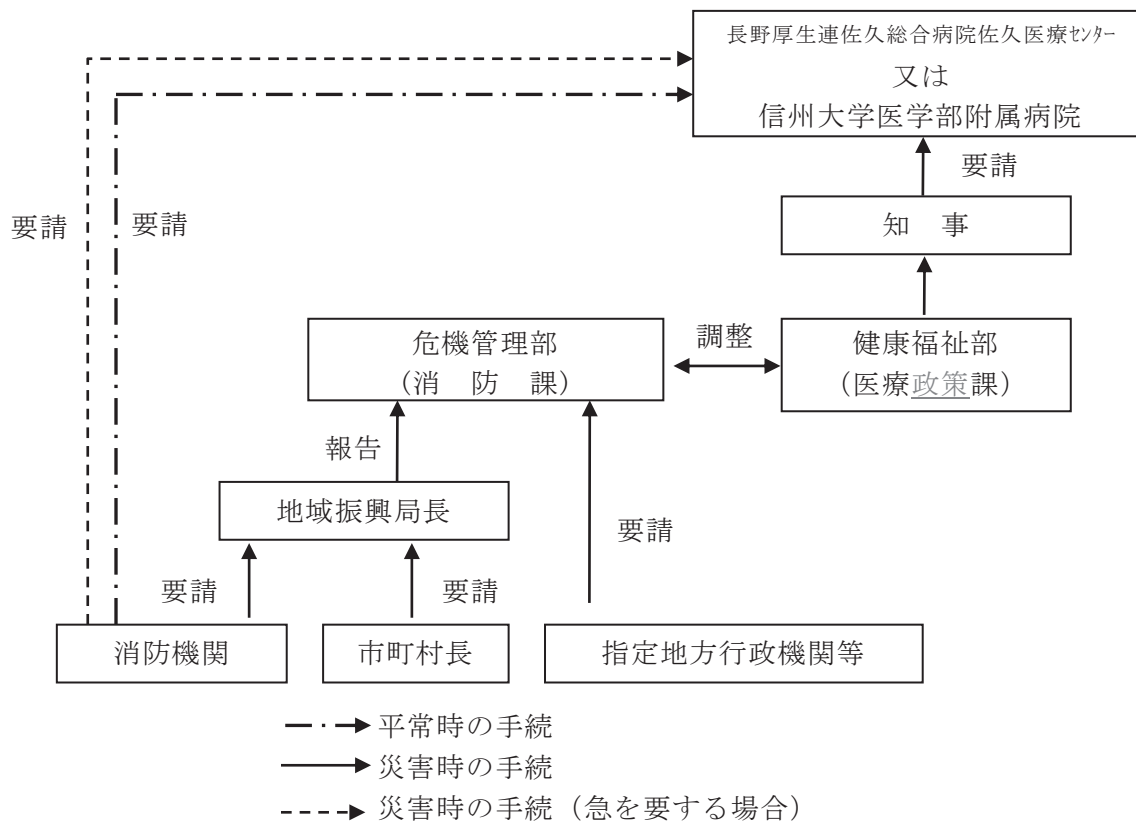
5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表 (R5.4.1現在) (1/2)

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積 (m ²)
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
物拠1	木祖村	大字藪原 1191-1		木祖村役場前駐車場	木祖村長	○			200	150	30,000
H拠1	木祖村	大字藪原 1191-1		木祖村役場前駐車場	木祖村長	○			200	150	30,000
1	木祖村	大字藪原461		村立木祖中学校	木祖村長	○			150	120	18,000
2	木祖村	大字藪原1563		村立木祖小学校	木祖村長	○			150	120	18,000
3	木祖村	小木曾3362		こだまの森多目的広場	奥木曾グリーン リゾート	○			80	130	10,400
4	木祖村	藪原1191-30		まめのわ南広場 (ドクターヘリのみ可能)	木祖村長			○	30	30	900

物拠1	木曾町	福島2326-6		木曾町役場 備蓄棟・駐 車場	木曾町長		○		100	80	8,000
物拠2	木曾町	日義3, 623		日義体育館 (日義野球 場)	木曾町教育委員 会		○		90	90	8,100
物拠3	木曾町	開田高原西野 618		開田母子健康センター	木曾町長			○	30	15	450
物拠4	木曾町	三岳9195-24		三岳大島重機車庫	木曾町長		○		54	100	5,400
H拠1	木曾町	新開水沢129- 1		旧県民木曾運動広場	木曾町教育委員 会	○			120	110	13,200
H拠2	木曾町	日義3, 622		日義野球場	木曾町教育委員 会		○		90	90	8,100
H拠3	木曾町	開田高原西野 586		旧開田中学校校庭	木曾町長	○			105	95	9,975
H拠4	木曾町	三岳沢度 10, 823		三岳野球場	木曾町教育委員 会	○			130	180	23,400
1	木曾町	新開杭ノ原 3, 984-口		木曾福島野球場	木曾町教育委員 会		○		90	80	7,200
2	木曾町	福島4, 682-1		木曾青峰高等学校第2グ ラウンド	木曾青峰高等学 校長		○		100	90	9,000
3	木曾町	日義1, 795		日義小中学校校庭	日義小中学校長		○		80	60	4,800
4	木曾町	開田高原西野 3, 127		駒背グラウンド	西野公民館長		○		85	75	6,375
5	木曾町	開田高原西野 5, 227-65		開田高原体育館	木曾町教育委員 会	○			130	115	14,950
6	木曾町	開田高原西野 841		開田中学校校庭	開田中学校長	○			105	100	10,500
7	木曾町	開田高原末川 2, 776		開田小学校校庭	開田小学校長		○		70	70	4,900
8	木曾町	三岳下殿 6, 634-1		三岳小中学校校庭	三岳小学校長		○		54	100	5,400
9	木曾町	三岳神王原		神王原	木曾町長			○	13	30	390
10	木曾町	三岳棚山 3, 772-1		太陽の丘公園	木曾町長	○			110	70	7,700

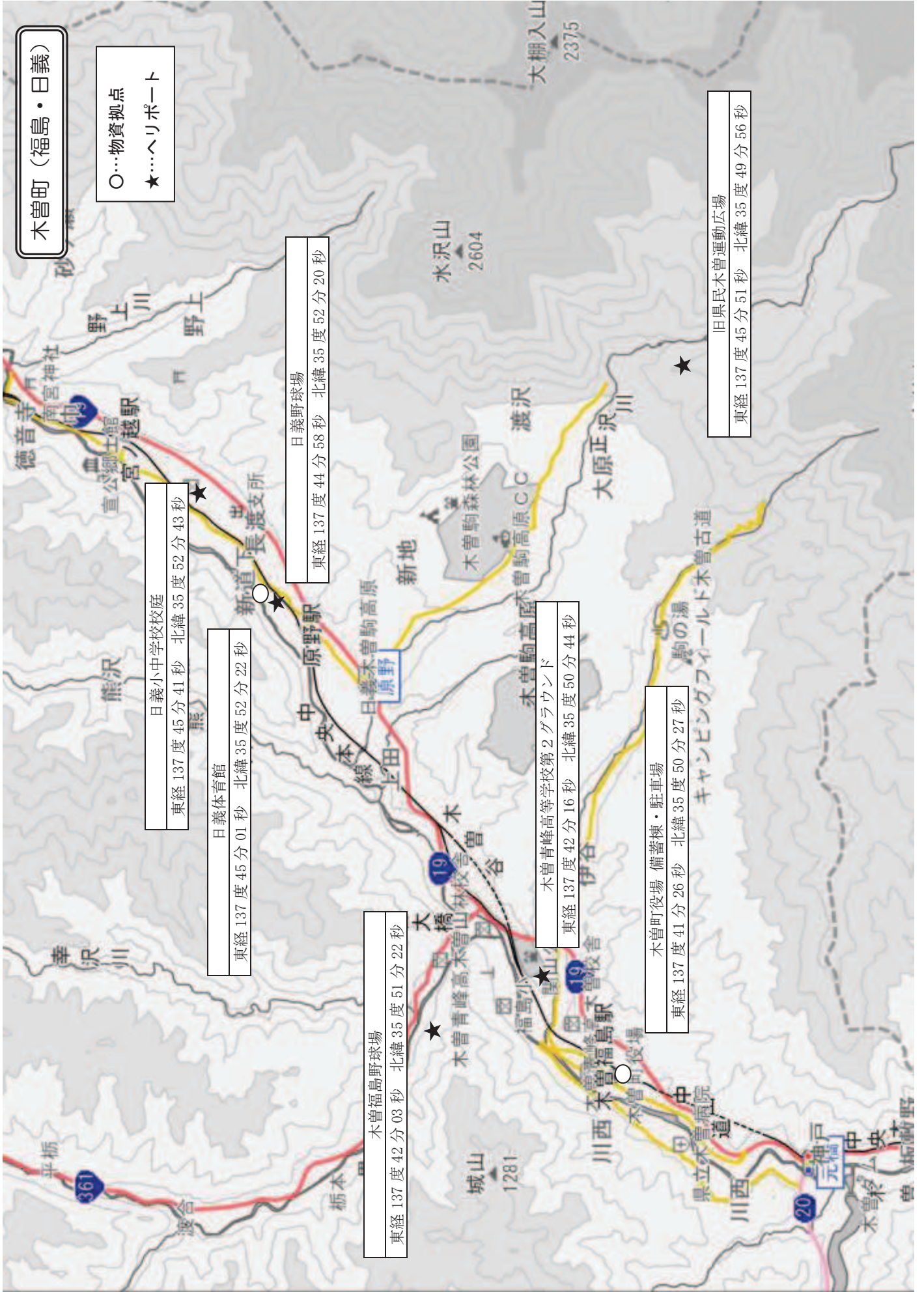
災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧表 (R5.4.1現在) (2/2)

No.	所在地		ヘリポート等の名称		施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ(m)		面積 (m ²)
	市町村名	住所	専用	名称		大型	中型	小型	長さ	幅	
物拠1	王滝村	上条3557		王滝村国民体育館	王滝村長						1,200
H拠1	王滝村	下条2753		王滝小中学校校庭	王滝小中学校長		○		70	50	3,500
1	王滝村	野口4713-2		松原スポーツ公園	王滝村長	○			200	115	23,000
2	王滝村	八海山922-1		八海山駐車場	王滝村長		○		80	50	4,000
3	王滝村	3159-3		御岳高原ヘリポート	王滝村長			○	25	20	500
4	王滝村	大又3152-1		大又テニスコート	王滝村長			○	25	20	500
5	王滝村	小川4093		小川テニスコート横駐車場	王滝村長			○	25	20	500
6	王滝村	崩越1036-9		崩越テニスコート	王滝村長			○	30	20	600
7	王滝村	二子持		二子持ヘリポート	独立行政法人 水資源機構			○	24	24	576
8	王滝村	滝越5004		滝越ゲートボール場	王滝村長			○	40	20	800

物拠1	上松町	大字上松159-4		上松町ひのきの里総合文化センター(含駐車場)	上松町長	○			150	30	4,500
H拠1	上松町	大字荻原1531		下河原町民運動場	上松町長	○			100	80	8,000
1	上松町	大字上松1757-1		上松中学校校庭	上松中学校長	○			80	120	9,600
2	上松町	大字上松709		上松小学校校庭	上松小学校長		○		60	100	6,000
3	上松町	大字上松1917		天狗山公園	上松町長		○		60	60	3,600
4	上松町	大字小川3808-1		関西電力ヘリポート	関西電力(株)木曾電力システムセンター長			○	50	50	2,500
5	上松町	大字小川2794-85		滑川第4床固工広場	国土交通省多治見砂防国道事務所長	○			100	60	6,000

物拠1	大桑村	殿1-58		大桑村スポーツ公園	大桑村長	○			160	100	18,000
H拠1	大桑村	殿1-58		大桑村スポーツ公園	大桑村長	○			160	100	18,000
1	大桑村	長野873-2		大桑中学校校庭	大桑中学校長			○	100	90	10,000
2	大桑村	野尻2099-1		大桑小学校校庭	大桑小学校長			○	65	45	7,000

物拠1	南木曾町	吾妻52-4		南木曾会館	南木曾町長						1,240
H拠1	南木曾町	吾妻110-6		総合グラウンド	南木曾町長	○			130	100	10,600
1	南木曾町	読書2937-45		蘇南高等学校校庭	蘇南高等学校長	○			156	84	12,102
2	南木曾町	読書1942-2		南木曾中学校校庭	南木曾中学校長			○	100	90	9,443



木曾町 (福島・日義)

- …物資拠点
- ★…ヘリポート

日義小中学校校庭
 東経 137 度 45 分 41 秒 北緯 35 度 52 分 43 秒

日義体育館
 東経 137 度 45 分 01 秒 北緯 35 度 52 分 22 秒

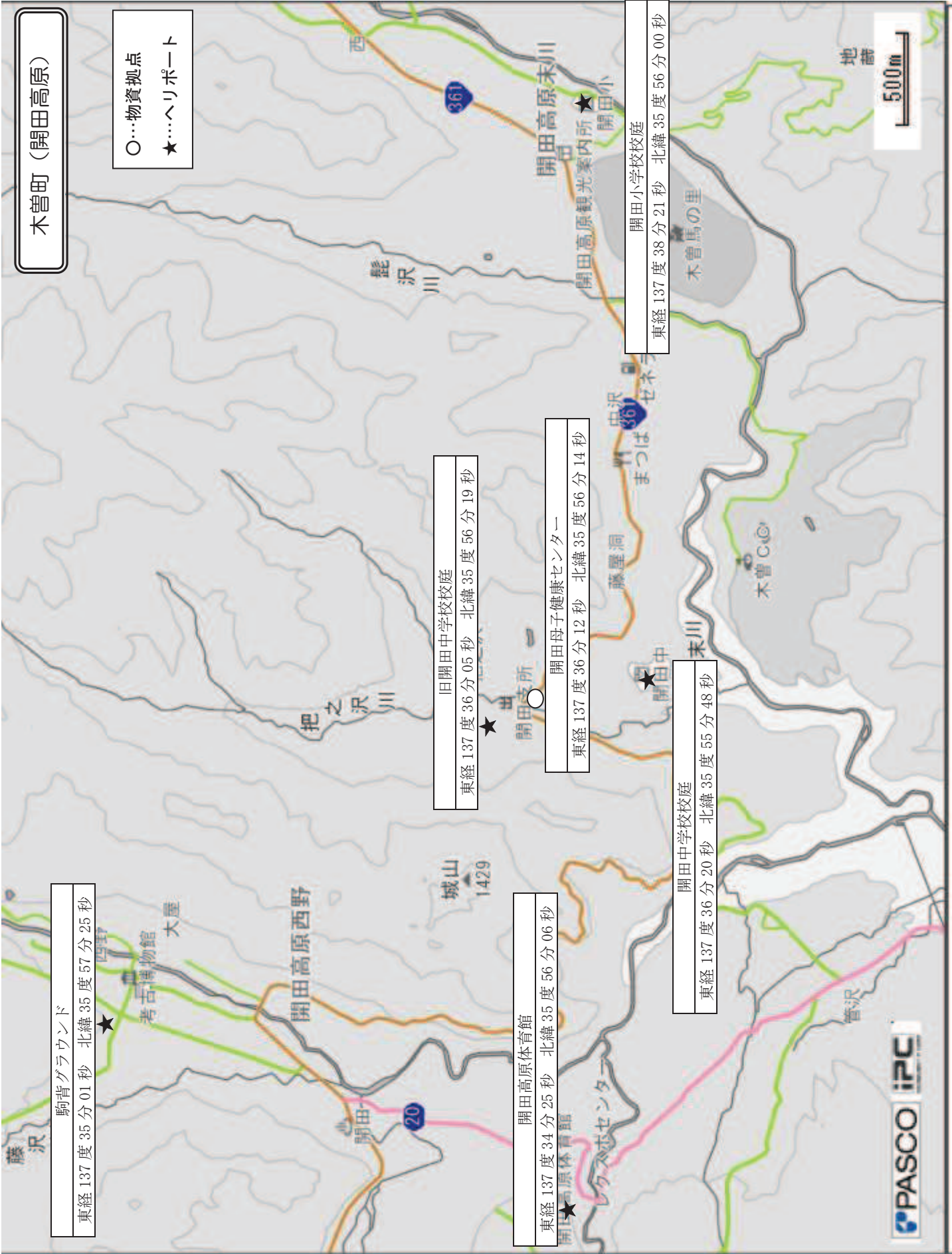
日義野球場
 東経 137 度 44 分 58 秒 北緯 35 度 52 分 20 秒

木曾福島野球場
 東経 137 度 42 分 03 秒 北緯 35 度 51 分 22 秒

木曾青峰高等学校第 2 グラウンド
 東経 137 度 42 分 16 秒 北緯 35 度 50 分 44 秒

木曾町役場 備蓄棟・駐車場
 東経 137 度 41 分 26 秒 北緯 35 度 50 分 27 秒

旧県民木曾運動広場
 東経 137 度 45 分 51 秒 北緯 35 度 49 分 56 秒



木曾町 (開田高原)

○…物資拠点
★…へりポート

駒背グラウンド
東経 137 度 35 分 01 秒 北緯 35 度 57 分 25 秒

考古博物館 大屋

開田高原西野
城山 1429

開田高原体育館
東経 137 度 34 分 25 秒 北緯 35 度 56 分 06 秒

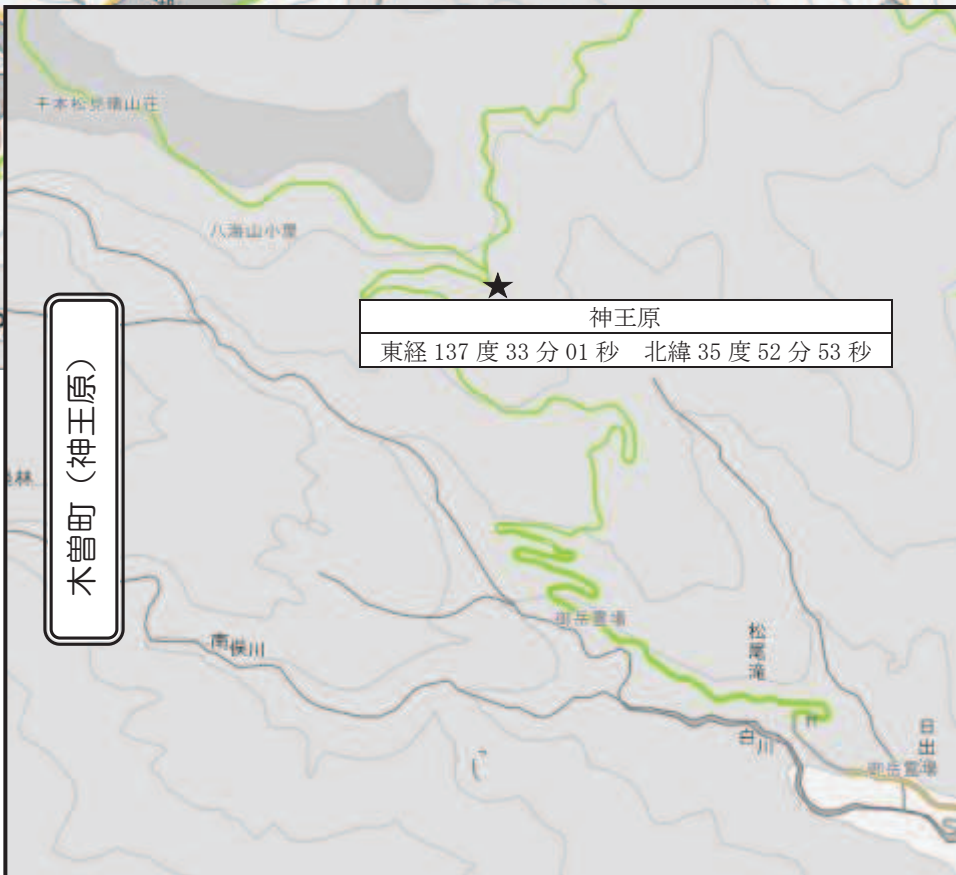
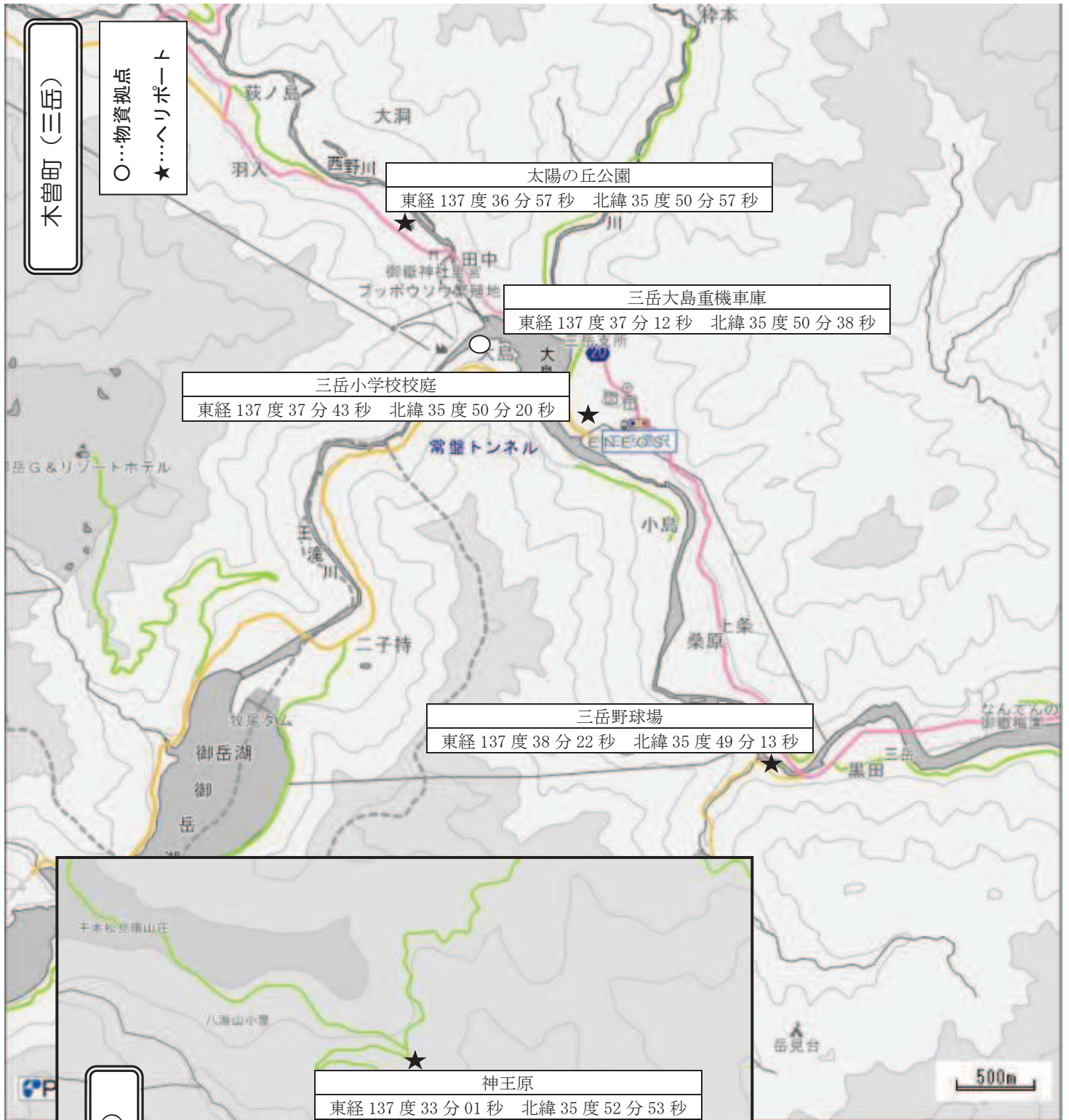
旧開田中学校校庭
東経 137 度 36 分 05 秒 北緯 35 度 56 分 19 秒

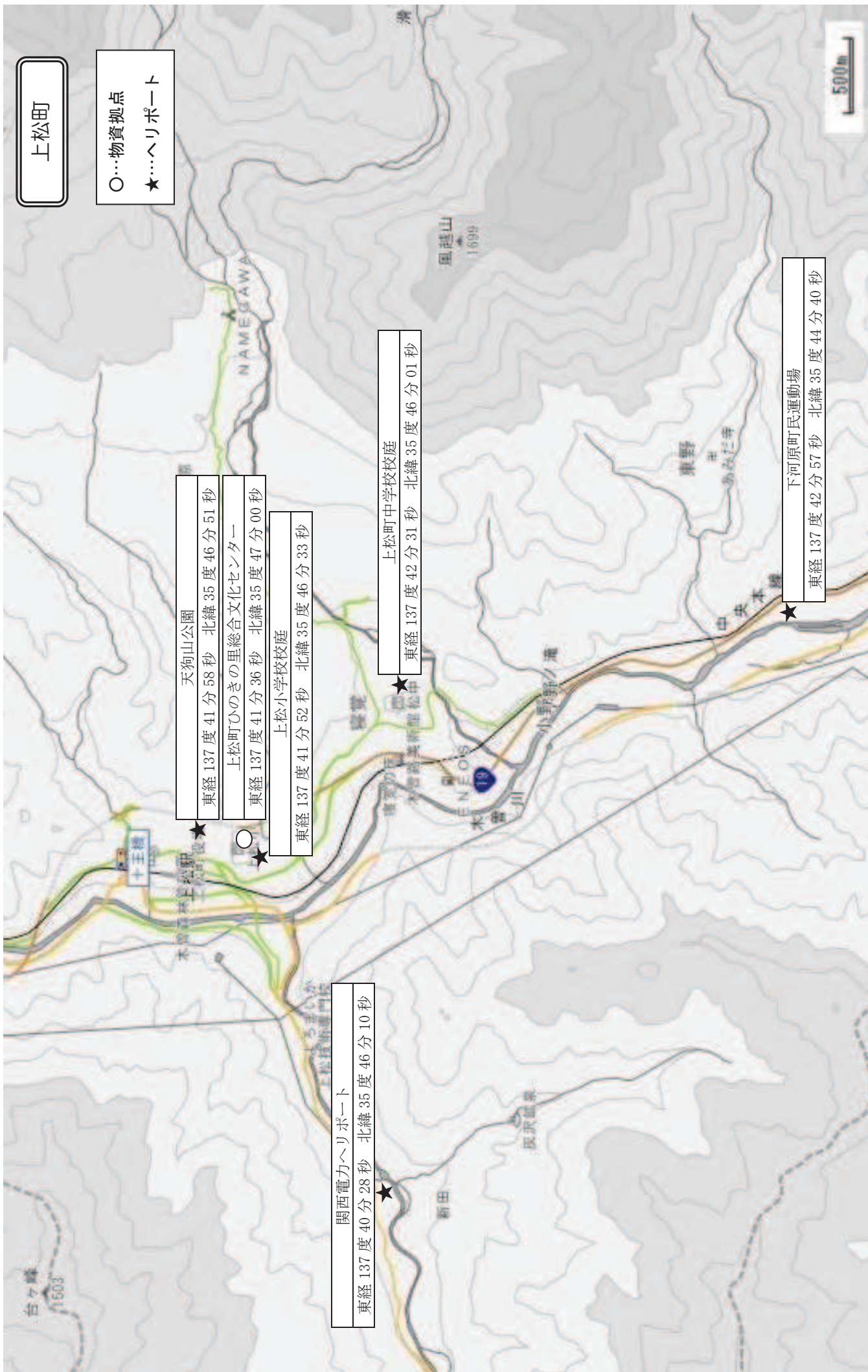
開田母子健康センター
東経 137 度 36 分 12 秒 北緯 35 度 56 分 14 秒

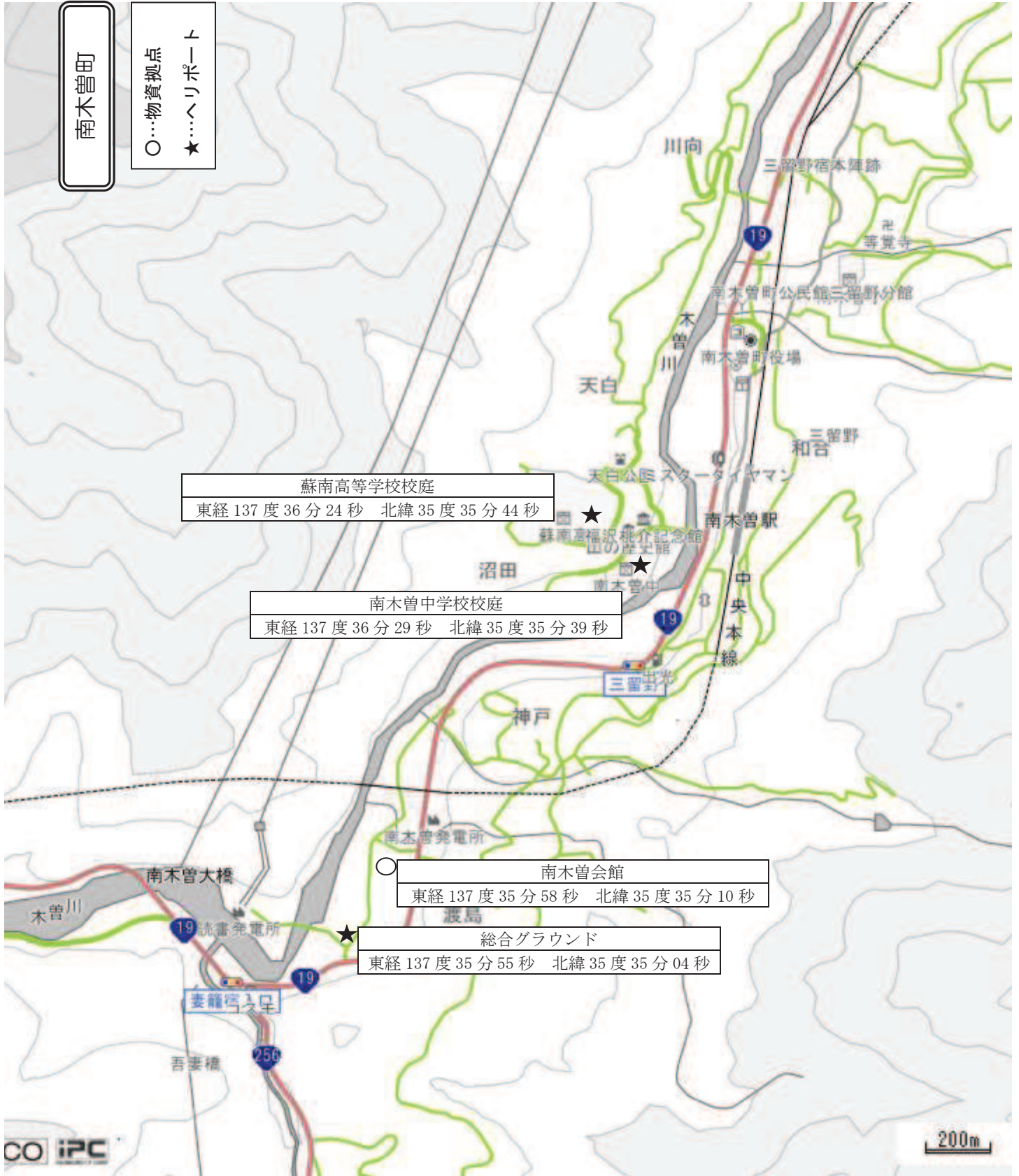
開田中学校校庭
東経 137 度 36 分 20 秒 北緯 35 度 55 分 48 秒

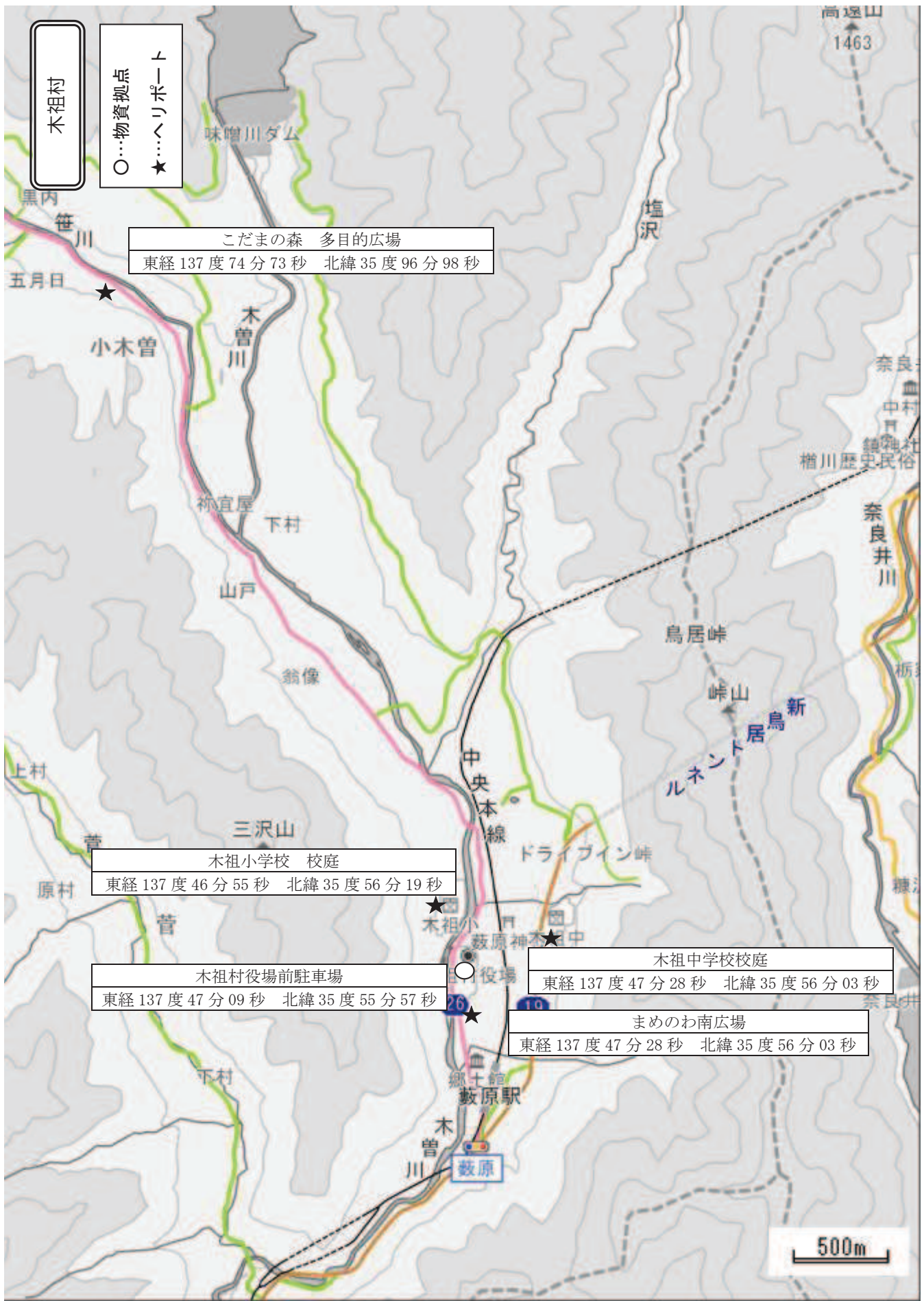
開田小学校校庭
東経 137 度 38 分 21 秒 北緯 35 度 56 分 00 秒

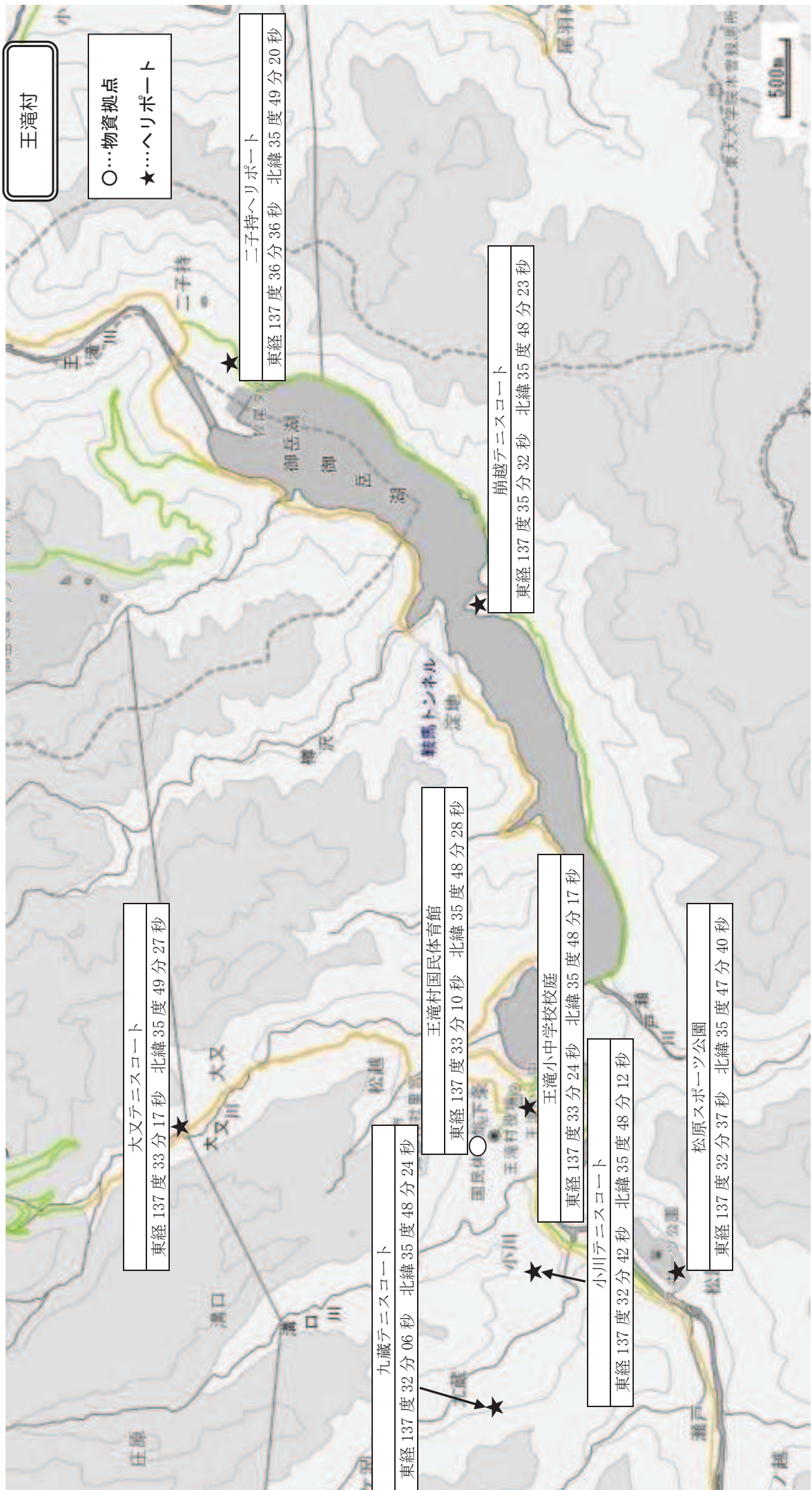












王滝村

○…物資拠点
★…ヘリポート

大又テニスコート
東経 137 度 33 分 17 秒 北緯 35 度 49 分 27 秒

二子持ヘリポート
東経 137 度 36 分 36 秒 北緯 35 度 49 分 20 秒

九蔵テニスコート
東経 137 度 32 分 06 秒 北緯 35 度 48 分 24 秒

王滝村国民体育館
東経 137 度 33 分 10 秒 北緯 35 度 48 分 28 秒

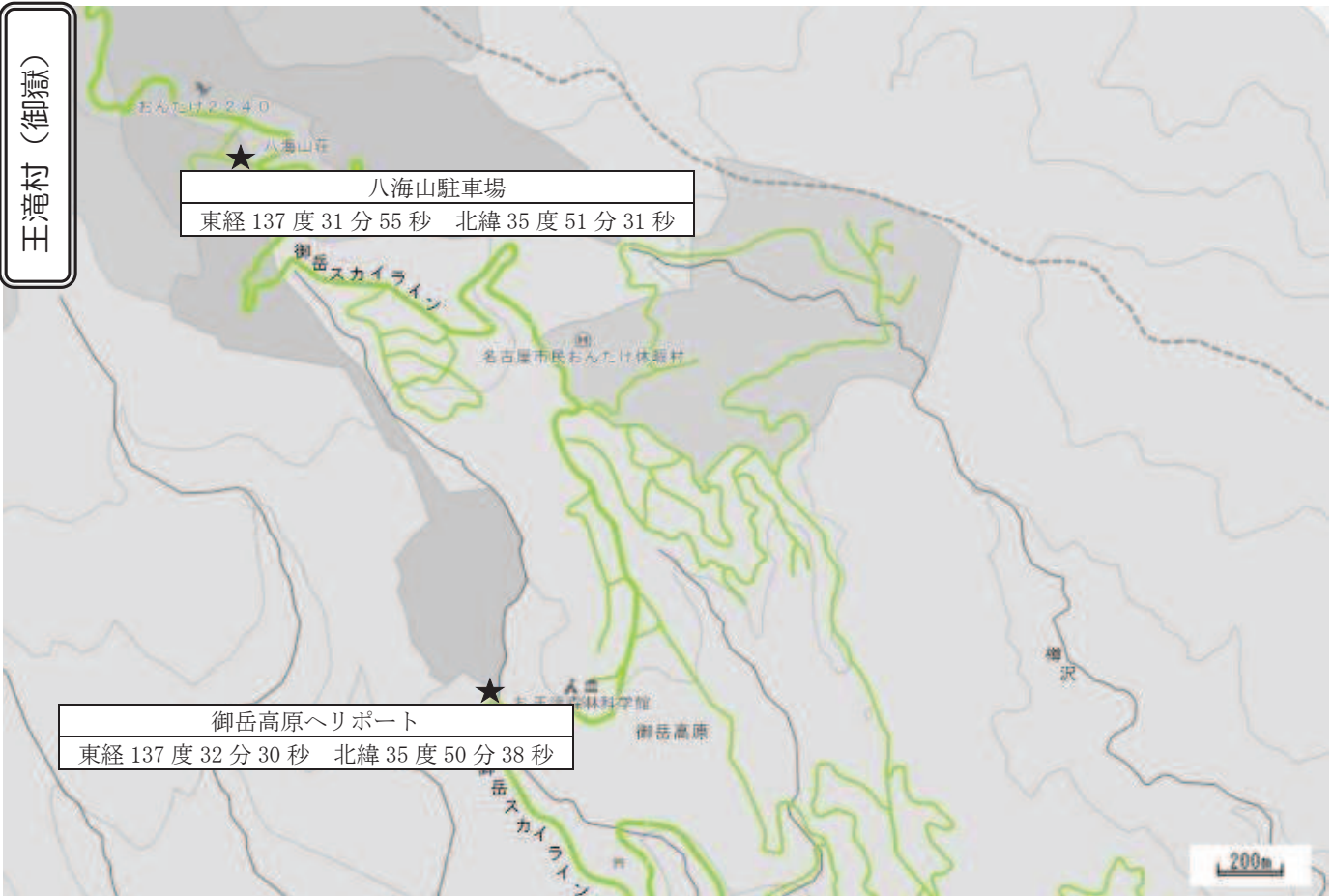
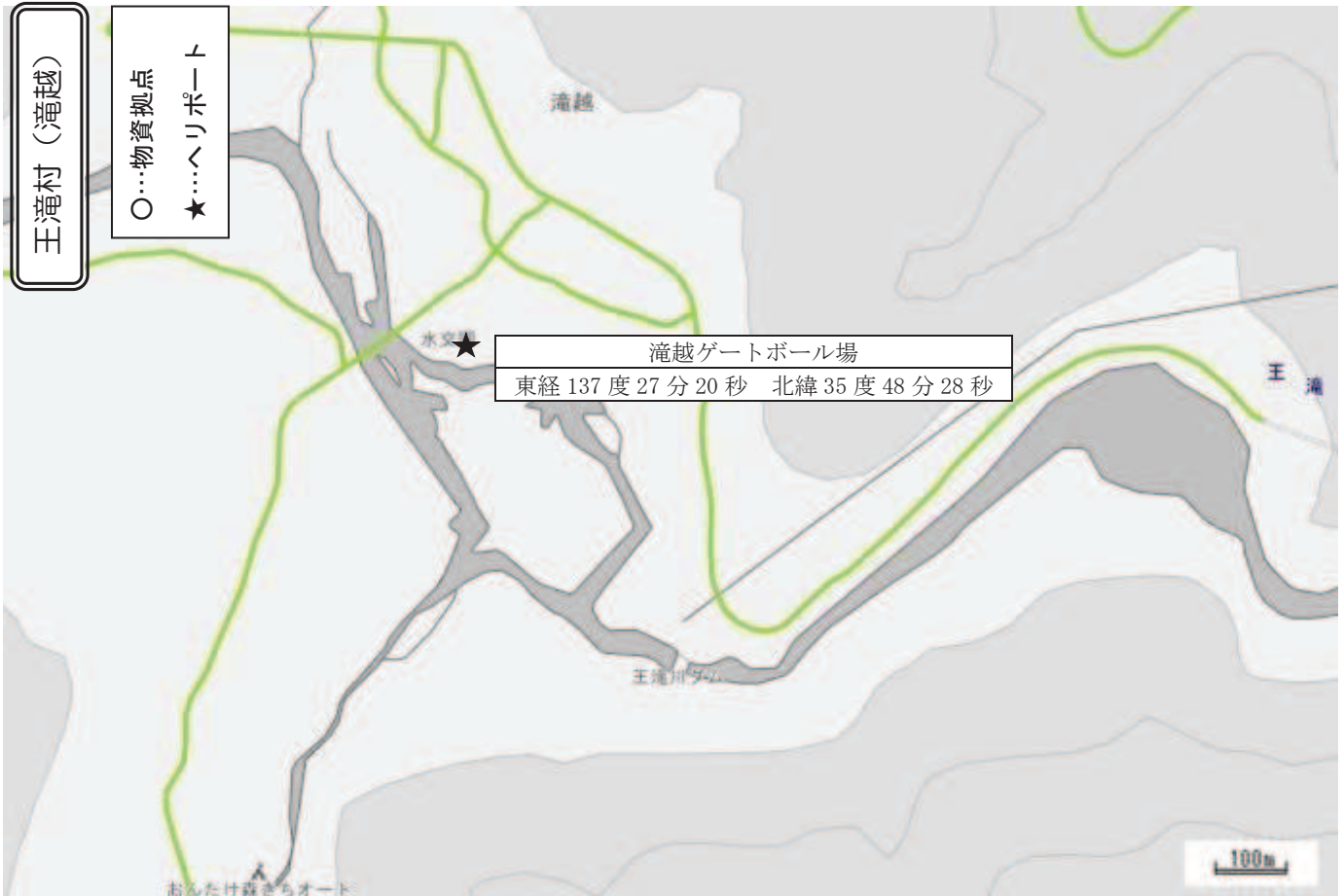
崩越テニスコート
東経 137 度 35 分 32 秒 北緯 35 度 48 分 23 秒

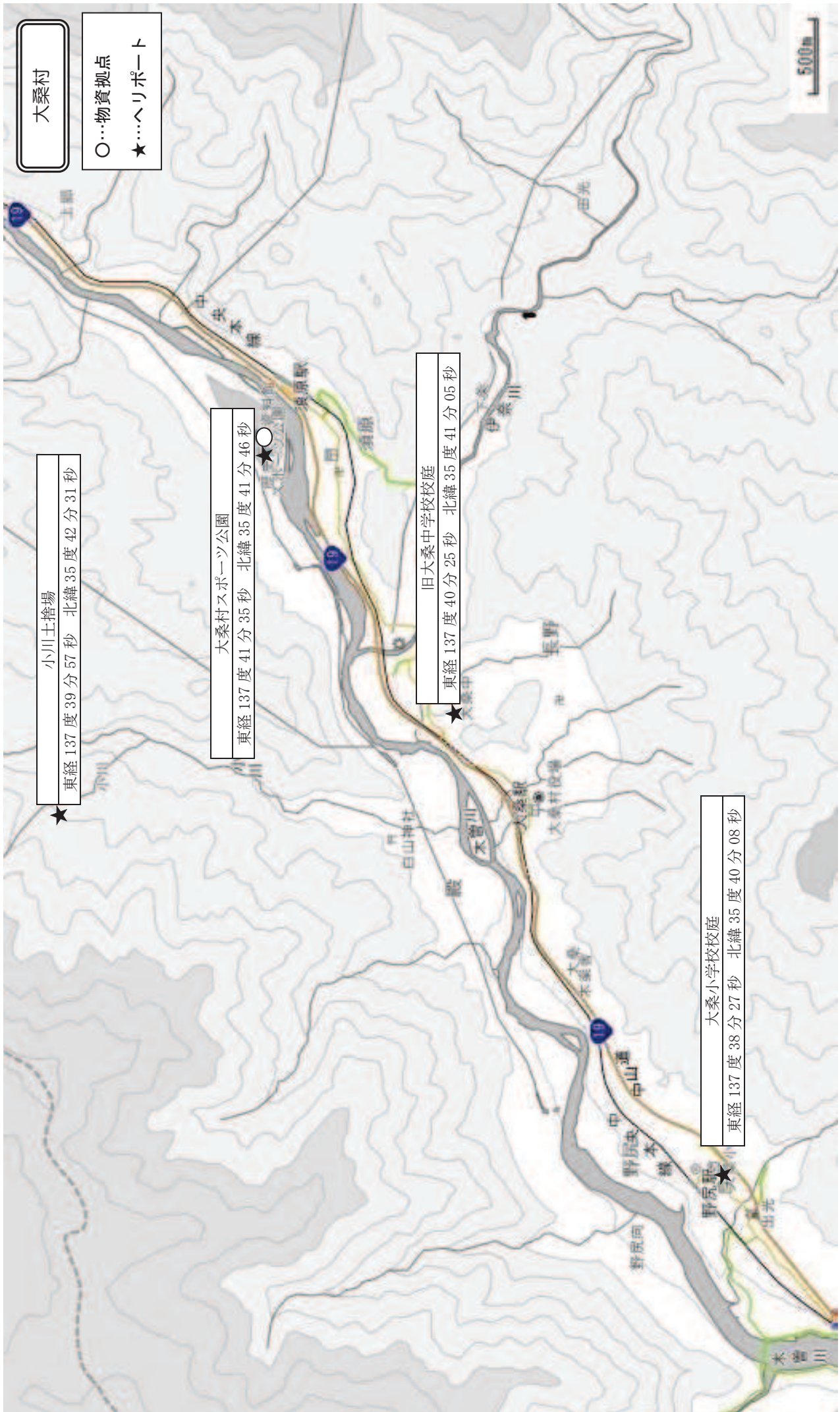
王滝小中学校校庭
東経 137 度 33 分 24 秒 北緯 35 度 48 分 17 秒

小川テニスコート
東経 137 度 32 分 42 秒 北緯 35 度 48 分 12 秒

松原スポーツ公園
東経 137 度 32 分 37 秒 北緯 35 度 47 分 40 秒

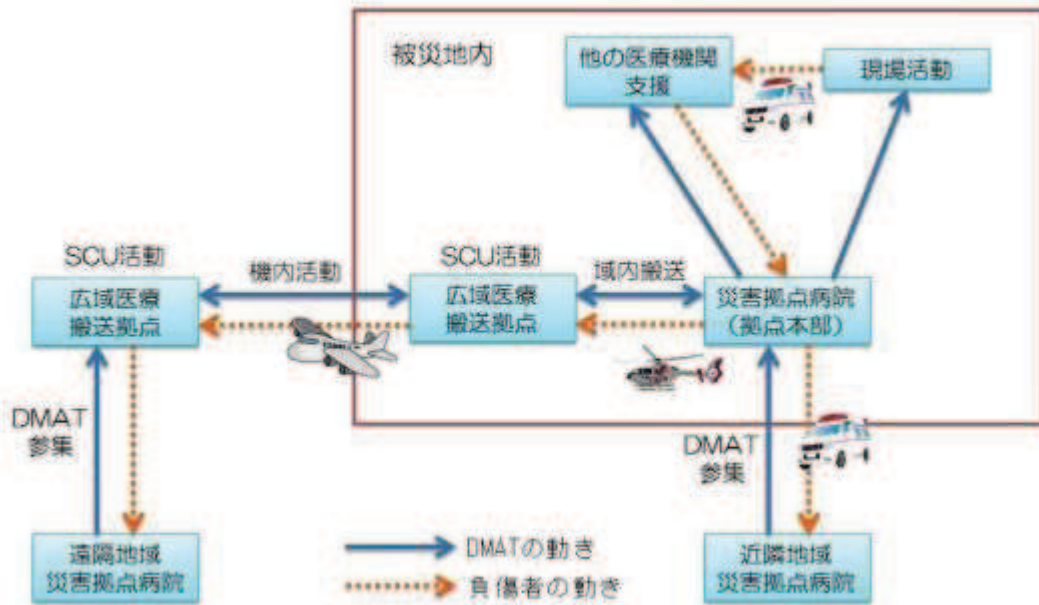
500m





広域災害時のDMATの活動概要

(日本DMAT隊員養成研修資料より)



DMATの活動体制

(日本DMAT活動要領等より)

1 派遣要請

県は、次のいずれかに該当する場合に派遣

- ① 県内で震度6弱以上の地震又は20名以上の傷病者の発生が見込まれる災害が発生した場合
- ② ①のほか、県内の災害で長野県DMATの出動が効果的と認められる場合
- ③ 国・他都道府県から長野県DMATの派遣要請があった場合

〈参考〉

国は、被災県の要請により、各都道府県・国立病院機構等にDMATの派遣を要請。

ただし、当分の間、被災県の要請がなくても、緊急の必要がある場合は、国が各都道府県にDMATの派遣を要請

2 日本DMATの派遣要請基準

災害の規模等	派遣要請先
震度6弱の地震、死者2人以上50人未満、又は、負傷者20名以上が見込まれる災害	県内
震度6強の地震、死者50人以上100人未満が見込まれる災害	県内、隣接県、中部ブロック
震度7の地震、死者100人以上見込まれる災害	県内、隣接県、中部ブロック、隣接ブロック
東海地震、東南海・南海地震、首都直下型地震	全国

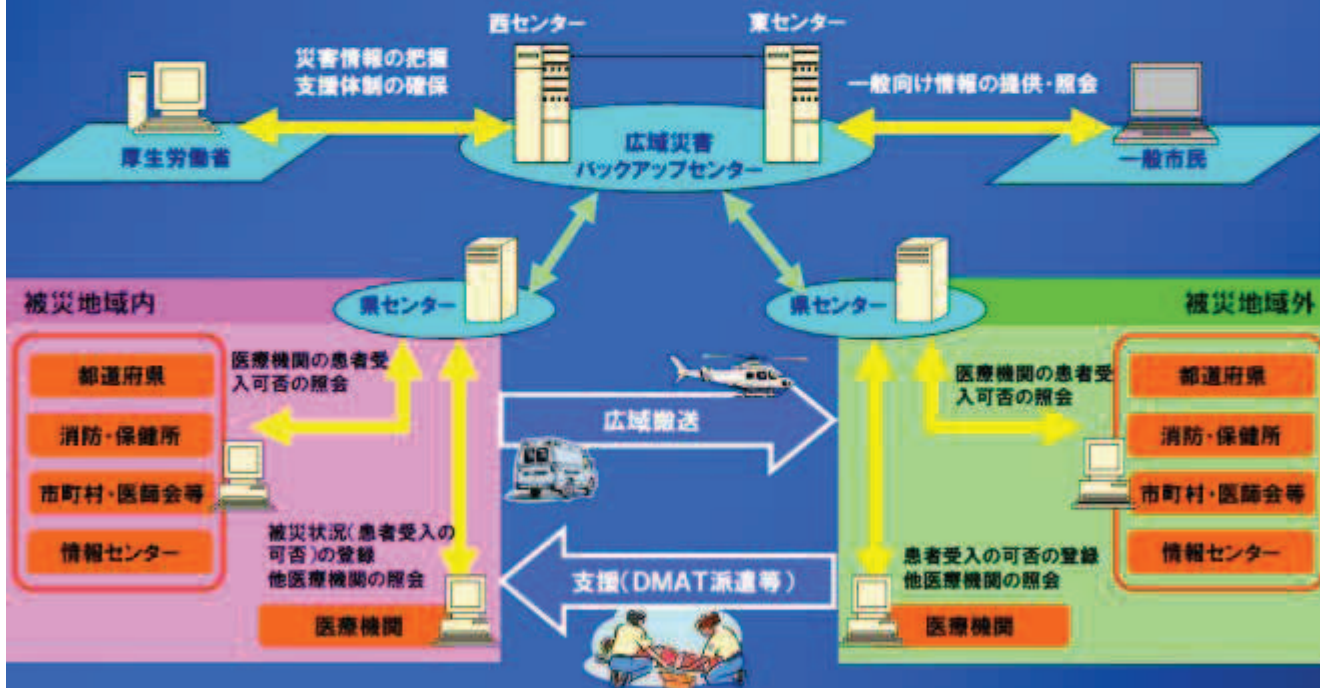
広域災害救急医療情報システム(EMIS)

Emergency Medical Information System

システム概要

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。

- ・各都道府県システムにおける全国共通の災害医療情報の収集
- ・医療機関の災害医療情報を収集、災害時の患者搬送などの医療体制の確保
- ・東西2センターによる信頼性の高いネットワーク構成
- ・平常時、災害時を問わず、災害救急医療のポータルサイトの役割



- 災害時に最新の医療資源情報を関係機関(都道府県、医療機関、消防等)へ提供
- 超急性期の診療情報(緊急情報)を即時に集約、提供
- 急性期以降の患者受入情報(詳細情報)等を随時集約、提供
- DMAT指定医療機関から派遣されるDMATの活動状況の集約、提供

<http://www.wds.emis.go.jp>

災害用備蓄医薬品の供給要請

1 木曽郡内医薬品備蓄場所（薬務救護班の携行医薬品）

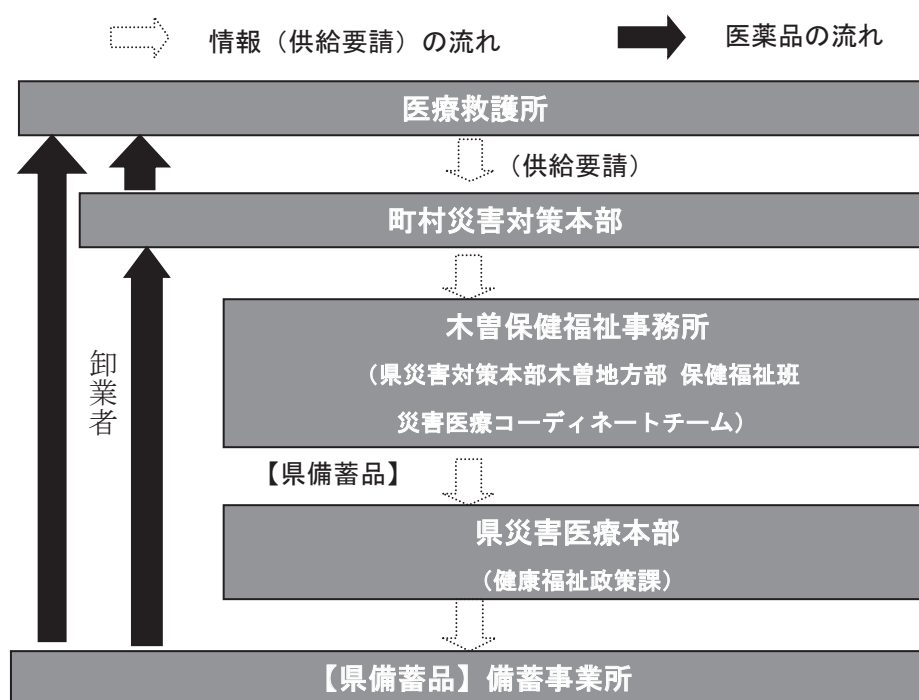
名 称	所 在 地	電 話	備 考
木曽薬剤師会薬局	木曽町福島 6460-3	0264-23-3633	
小林薬局	上松町駅前通り 2-24	0264-52-2108	

2 供給要請

各医療救護所で医薬品等が不足する場合は、町村災害対策本部を通じて、木曽地区災害医療コーディネートチーム（事務局：木曽保健福祉事務所 TEL 25-2231）へ供給要請をする。

<長野県備蓄品>

長野県備蓄品については、木曽保健福祉事務所から県災害医療本部を通じて、県備蓄事業所に供給要請を行う。搬送は、備蓄事業所が行う。



※木曽薬剤師会では、薬務救護班出動時の携行医薬品の備蓄を行う。

※医療救護所からの不足医薬品要請は、県備蓄品に一本化する。

災害用備蓄医薬品(品目一覧)

木曾薬剤師会

NO. 1

(内服薬)

薬効	一般名	規格・単位	商品名(例示)	備蓄量	小林薬局備蓄	合計	備考(一日量)
抗不安薬	ジアゼパム	2mg	セルシン	600	300	900	6錠
催眠・鎮静薬(超短期)	トリアゾラム	0.25mg	トリアゾラム	300	200	500	1錠
催眠・鎮静薬(短期作用)	ブロチゾラム	0.25mg	ブロチゾラムOD	400	200	600	1錠
抗てんかん薬	バルプロ酸ナトリウム	200mg	デパケンR	1000	1000	2000	
	クロナゼパム	0.5mg	ランドセン	700	150	850	
解熱鎮痛消炎剤	イブプロフェン	100mg	イブプロフェン	100	100	200	3錠
	ロキソプロフェンナトリウム	60mg	ロキソプロフェンナトリウム	1000	400	1400	3錠
総合感冒剤	サリチルアミド、アセトアミノフェン他	1g	PL顆粒	500	100	600	4g
去痰薬	カルボシステイン	250mg	カルボシステイン	2000	500	2500	6錠
鎮咳薬	クロペラスチン	10mg	フスタゾール	600	100	700	3錠
気管支拡張薬・喘息薬	テオフィリン	100mg	テオフィリン徐放錠	300	100	400	2錠
副腎皮質ホルモン	プレドニゾン	5mg	プレドニン	400	200	600	
アレルギー治療薬(抗ヒスタミン)	オロパタジン塩酸塩	5mg	オロパタジン塩酸塩OD	500	200	700	2錠
アレルギー治療薬(抗アレルギー)	エピナスチン塩酸塩	20mg	エピナスチン塩酸塩	200	100	300	
鎮痙薬	臭化ブチルスコポラミン	10mg	ブスコパン	300	50	350	3錠
制吐剤	塩酸メクロプラミド	5mg	プリンペラン	400	100	500	6錠
止瀉薬	塩酸ロペラミド	1mg	ロペラミド塩酸塩	200	100	300	2Cap
整腸薬	宮入菌	1g	ミヤBM	630	500	1130	3g
消化性潰瘍用剤	レバミピド	100mg	レバミピド	1500	400	1900	3錠
消化性潰瘍用剤(H2拮抗)	ファモチゼン	20mg	ファモチゼンOD	600	400	1000	2錠
消化性潰瘍用剤(PP4拮抗)	ランソプラゾール	15mg	ランソプラゾールOD	1000	300	1300	1錠
下剤(大腸刺激性下剤)	センノシド	12mg	センノサイド	1000	600	1600	
下剤(塩類下剤)	酸化マグネシウム	250mg	マグミット	3000	500	3500	3錠
抗めまい薬	ベタヒスチンメシル酸塩	6mg	ベタヒスチンメシル酸塩	1000	300	1300	3錠
降圧剤(Ca拮抗)	アムロジピン	5mg	アムロジピンOD	1000	300	1300	1錠
降圧剤(ACE阻害)	カンデサルタンシレキセチル	4mg	カンデサルタン	600	200	800	1錠
冠血管拡張薬	ニトログリセリン	0.3mg	ニトロペン	150	50	200	
抗血小板薬	低用量アスピリン	100mg	バイアスピリン	700	400	1100	1c
血糖降下薬	グリメピリド	1mg	グリメピリド	700	300	1000	
血糖降下薬(DPP4阻害)	テネリア	20mg	テネリグリブテン臭化水素酸塩水和物	700	300	1000	1錠
抗菌剤(ニューキノロン)	レボフロキサシン	500mg	レボフロキサシン	100	20	120	1錠
抗生物質(マクロライド)	クラリスロマイシン	200mg	クラリスロマイシン	500	200	700	2錠
	クラリスロマイシン(小児用)		クラリスロマイシン小児用10%	100	100	200	
抗生物質(ペニシリン)	アモキシシリン	250mg	アモキシシリン	300	50	350	3c
抗生物質(セフェム)	セフジニル	100mg	セフジニル	200	50	250	3c
抗ウィルス薬	塩酸バラシクロビル	500mg	バラシクロビル	126	30	156	6錠
	オセルタミビルリン酸塩	75mg	タミフル	100	100	200	2c

災害用備蓄医薬品(品目一覧)

木曾薬剤師会

No. 2

(外用薬)

薬効	一般名	規格・単位	商品名(例示)	備蓄量	小林薬局備蓄	合計	備考(一日量)
局所麻酔剤	塩酸リドカイン	2% 30ml	キシロカインゼリー	0	5	5	5ml
抗生物質(外皮用)	硫酸ゲンタマイシン	0.10% 10g	ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	10	10	20	5g
	スルファジアジン銀	1% 50g	ゲーベンクリーム	5	3	8	5g
副腎皮質ホルモン剤	ベタメタゾン・ゲンタマイシン	5g	リンデロンVG軟膏	5g×10	10g×20	250	
気管支拡張薬(吸入)	プロカテロール塩酸塩	5ml	メブテンエア-10μg吸入100回	15	3	18	
気管支拡張薬(貼付)	ツロブテロール	0.5mg	ツロブテロールテープ	140	21	161	1枚
気管支拡張薬(貼付)	ツロブテロール	1mg	ツロブテロールテープ	140	21	161	1枚
抗狭心症薬(貼付)	硝酸イソソルピド	40mg	ブランドルテープ	700	210	910	1枚
制吐剤(坐剤)	ドンペリドン	10mg	ドンペリドン坐剤	10	5	15	
制吐剤(坐剤)	ドンペリドン	30mg	ドンペリドン坐剤	10	10	20	
消炎鎮痛剤(貼付用)	ケトプロフェン	1枚	モーラステープL40	1680	560	2240	1枚
	フェルビナク	1枚	セルタッチパップ70	300	120	420	1枚
消炎鎮痛剤(坐剤)	ジクロフェナクナトリウム	25mg	ジクロフェナクナトリウム坐剤	100	20	120	1個
	ジクロフェナクナトリウム	50mg	ジクロフェナクナトリウム坐剤	100	30	130	1個
	アセトアミノフェン	100mg	アセトアミノフェン坐剤小児用	50	30	80	1個
消毒剤	グルコン酸クロルヘキシジン	0.05% 500ml	ヘキザック水R0.05%	1	0	1	2ml
	グルコン酸クロルヘキシジン	0.5% 500ml	ヘキザック水R0.5%	1	0	1	希釈使用
	エチルアルコール	70% 500ml	消毒用エタノール	2	6	8	5ml
	ポピドンヨード	10% 250ml	ポピドンヨード外用液	2	0	2	5ml
含そう剤	ポピドンヨード	7% 30ml	イソジンガーゲル	25	15	40	5ml
抗菌剤(点眼用)	レボフロキサシン	0.3% 5ml	ガチフロ点眼液	20	8	28	0.5ml
						0	
抗インフルエンザ(吸入)	ラニナミビルオクタン酸エステル	1キット	イナビル吸入粉末剤20mg	10	3	13	成人2キット

● 災害時用医薬品発注票（長野県備蓄品用）

発注場所:	医療救護所
発注者:	(職種:)
発注日時:	月 日 午前・午後 時 分

- 医療救護所運営責任者
↓
- 町村災害対策本部
↓
- 医療コーディネータ事務局(木曾保健福祉事務所)

【 内 服 薬 】 ※先発医薬品・後発医薬品は問わず ※剤型問わず

No	薬効	一般名	先発品名(参考)	規格・単位	発注単位	発注数	受領
1	睡眠鎮静剤	ゾルピデム酒石酸塩	マイスリー®	5mg	100錠		
2	解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	カロナール®	200mg	100錠		
3		ロキソプロフェンナトリウム	ロキソニン®	60mg	100錠		
4	抗不安薬	ジアゼパム	セルシン®	2mg	100錠		
5	消化器用剤(鎮痙薬)	ブチルスコパミン臭化物	ブスコパン®	10mg	100錠		
6	消化器用剤(PPI)	オメプラゾール	オメプラール®	10mg	100錠		
7	消化器用剤(制吐剤)	ドンペリドン	ナウゼリン®	10mg	100錠		
8	消化器用剤(止瀉薬)	ロペラミド塩酸塩	ロペミン®	1mg	100cap		
9	消化器用剤(下剤)	酸化マグネシウム	マグミット®	330mg	100錠		
10	抗菌薬・抗生物質	レボフロキサシン	クラビット®	500mg	100錠		
11		アモキシシリン	サワシリン®	250mg	100錠又はcap		
12		セフカペンヒドキシル塩酸塩	フロモックス®	100mg	100錠		
13	抗ウイルス剤	オセルタミビルリン酸塩	タミフル®	75mg	100cap		
14	循環器用剤(降圧剤)	アムロジピン	アムロジン®	5mg	100錠		
15	冠血管拡張剤	ニトログリセリン	ニトロペン®	0.3mg	100錠		
16	抗ヒスタミン薬	ロラタジン	クラリチン®	10mg	100錠		
17	ホルモン剤	プレドニゾン	プレドニン®	5mg	100錠		
18	糖尿病用剤	シタグリプチン	ジャヌビア®	25mg	100錠		
19	抗パーキンソン剤	レボドパ/カルビドパ	メネシット®	100mg/10mg配合錠	100錠		

【 外 用 薬 】 ※先発医薬品・後発医薬品は問わず

No	薬効	一般名	先発品名(参考)	規格・単位	発注単位	発注数	受領
20	局所麻酔薬	リドカイン塩酸塩	キシロカインゼリー®	2% 30ml	5本/箱		
21	抗生物質(外用剤)	ゲンタマイシン硫酸塩	ゲンタシン®	0.1% 10g	10本/箱		
22	熱傷治療剤	ジメチルイソプロピルアズレン	アズノール®	0.033% 500g	壺		
23	消炎鎮痛剤(貼付剤)	ロキソプロフェンナトリウム	ロキソニン®テープ	100mg/枚	700枚/箱		
24	消炎鎮痛剤(坐薬)	ジクロフェナクナトリウム	ホルタルン®	12.5mg	50個/箱		
25		アセトアミノフェン(小児用)	アンヒバ®	100mg	50個/箱		
26	消毒剤	クロルヘキシジングルコン酸塩	ヒビテン®	5% 500mL	1本		
27		エチルアルコール		70% 500mL	1本		
28		塩化ベンザルコニウム等 手指消毒薬		速乾式等 1L	1本		
29		ポピドンヨード	イソジン®	10% 250mL	1本		
30		次亜塩素酸ナトリウム	ピューラックス®	6% 1.8L	1本		
31	含嗽薬	ホピドンヨード	イソジン®ガーグル	7% 30mL	50本/箱		
32	合成抗菌剤(点眼剤)	レボフロキサシン	クラビット®	1.5% 5mL	10本/箱		
33	洗浄用生理食塩水	生理食塩水	細口開栓	500ml	10本/箱		
34	皮膚保護剤	白色ワセリン		500g	壺		

【 注射薬 】 ※先発医薬品・後発医薬品は問わず

No	薬効	一般名	先発品名(参考)	規格・単位	発注単位	発注数	受領
35	局所麻酔剤	キシロカイン塩酸塩	キシロカイン®シリンジ	1%10mLシリンジ	10キット/箱		
36	交感神経刺激剤	エピネフリン	ホスミン®	1mg	10A/箱		
37	利尿剤	フロセミド	ラシックス®	20mg	10A/箱		
38	副腎皮質ホルモン剤	デキサメタゾン	デカドロン®	1.65mg	10A/箱		
39	消化器用剤(鎮痙剤)	ブチルスコポラミン臭化物	ブスコパン®	20mg	10A/箱		
40	抗生物質	セフトリアキソンナトリウム	ロセフィン®	1g	10V/箱		
41	輸液	低張性電解質駅(維持液・3号液)	ソルテム3A®	500mlパック	20袋/箱		
42	生理食塩水	生理食塩水	大塚生食注	100ml	10P/箱		
43		生理食塩水	大塚生食注	500ml	20袋/箱		

【 衛生材料 】 ※製造メーカーは問わず

No	品目	規格・単位	発注単位	発注数	受領
44	絆創膏(粘着性伸縮包帯を含む)	巾12~50mm×長さ9m程度	1本		
45	救急絆創膏(ドレッシング材を含む)	パッド吸収部サイズ 4×6cm以下	箱単位		
46	滅菌ガーゼ	30cm×30cm	1包		
47		7.5cm×10cm	1包		
48	カット綿	3~5cm四方 500g	1包		
49	清浄綿(酒精綿)	エタノール80%又はイソプロパノール70%含浸	箱単位		
50	三角巾	大	1枚		
51	伸縮包帯	巾5~10cm×長さ5m程度	1本		
52	伸縮ネット包帯	巾10~50mm×長さ20m程度	1包		
53	プラスチックプリント材	腕用(M)副木	本		
54		脚用(L)副木	本		
55	マスク	サージカルマスク(ひも、耳かけ問わず)	箱単位		
56	ディスポ手袋(滅菌品)	(<u>双</u>)プラスチック、ラテックス又はニトリル	セット		
57	ディスポ手袋(未滅菌品)	(<u>双</u>)プラスチック、ラテックス又はニトリル	箱単位		
58	輸液セット	針(21~23G、翼状針・留置針含む) <u>付き、輸液セットと針は別でも可</u>	箱単位		
59	小児用ディスポ針	針(<u>24Gよりも細いもの、翼状針・留置針含む</u>)	箱単位		
60	ディスポサーブル注射器	1mL	箱単位		
61		10mL	箱単位		
62		20mL	箱単位		
63	ディスポサーブル注射針	18G	箱単位		
64		22G	箱単位		
65	ディスポサーブル翼状針	<u>21~23G</u>	箱単位		
66	<u>使い捨て</u> 舌圧子	滅菌済	箱単位		
67	<u>使い捨て</u> ピンセット	滅菌済	本		

●特記事項・備考欄

--

1 目的

このマニュアルは、木曾地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき、町村指定避難所等に併設される医療救護所の開設についての手引きです。

開設に当たっては、施設管理者と協力して医療救護所を立ち上げ、医療救護活動を実施します。

2 医療救護所の設置

災害時医療救護マニュアルに基づき、町村指定避難所等に医療救護所を設置します。

救護所名	救護所

3 医療救護所の業務内容

- (1) 負傷者の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急措置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) その他必要な事項

4 要 員

(1) 医療救護班

町村からの派遣要請により、木曾医師会、木曾病院、木曾地区以外の医療施設等から医師・歯科医師・薬剤師・看護師（保健師）等による医療救護班が派遣されます。DMAT（災害派遣医療チーム）や日本赤十字医療救護班が派遣される場合もあります。（※1）

※1 DMAT等は基本的に必要な備品・医薬品は全て自前で持参します。

(2) 医療救護所運営責任者

災害対策本部等との情報伝達を行う運営責任者をあらかじめ指定してください。

ただし、医療救護活動は救護班班長（医師）の指示に従って行います。

【運営責任者氏名】 _____

(3) 医療救護所運営員

医療救護班及び運営責任者の補佐をする運営員を配置してください。

- (活動例) ・ トリアージ終了後の傷病者の誘導と搬送 (担架1台に4人)
・ 傷病者の記録 (トリアージタグNo、氏名、住所、性別、
年齢、搬送先等についての聴き取り及び記録)
・ 対策本部への報告 (負傷者の状況や不足医薬品等)

【運営員氏名】 (◎は運営責任者補佐)

◎ _____

5 開設及び運営の手順等

(1) 医療救護所の立ち上げ

机、椅子、衝立、毛布等を施設内から調達し、救護所を立ち上げる。

<必要備品等>

救護ボックス (医薬品・衛生材料、トリアージタグ等)
救護班及び運営員のネーム入りビブス (一般の人との識別用)
記録用紙 (傷病者一覧表、災害時診療録、診療日誌等)
テント、机、椅子、ベッド、毛布・布団、衝立、
担架、シート

(2) 役割分担の指示

運営責任者は、運営員に対し、それぞれの分担業務を指示する。
(備品調達、テント設営、トリアージ終了者搬送、トリアージ終了者収容場所確保、トリアージ終了者聴き取り等対応、搬送先等記録、救急車誘導、災害対策本部との通信確保 等)

(3) 看板設置

救護所名を記した看板 (紙でも可) を、救護所入口に掲示する。

(4) 導線の確保

医療救護所を避難所に併設する場合は、避難者と傷病者搬入・搬送の導線が重ならないように誘導する。

(5) トリアージスペースの確保

トリアージテント用の6m×6m程度のスペースを確保し、テントを設置する。(トリアージテントがない場合は、屋外にブルーシート等を敷設し、スペースを確保するか、屋内にスペースを確保する。)

(6) 救急車の進入路の確保

救護に関係のない自動車は移動するなど、十分なスペースを確保する。

(7) トリアージ終了後の収容場所の確保と誘導

- ・トリアージ終了後は、タグの色別に傷病者を収容する場所を確保する。
- ・屋内の場合は部屋を別にし、部屋入口に色別の表示をする。
- ・屋外の場合はシートなどで区分けする。
- ・緑タグの人も症状悪化に備え、帰宅させずにしばらくの間収容する。
- ・黒タグの人は周囲から見えない場所に収容するとともに、運営員が付き添うなど十分に配慮する。

(8) 搬送先の記録

医師の判断により赤タグの人から優先的に搬送し、運営員は搬送先を記録する。(搬送先病院は広域消防やコーディネートチームの情報に基づき、その場で決定される。)

(9) 応急処置の実施と記録

医師が搬送前の負傷者の応急処置をする間、できる限り負傷者の氏名や住所、年齢、症状等の情報を聴き取り記録する。

(10) 不足医薬品の調達

木曾薬剤師会及び県の医薬品等備蓄品目リストを事前に準備しておき、負傷者の応急処置用医薬品等が不足したら、無線やFAX等で町村災害対策本部へ連絡する。(薬剤師班が派遣されている場合は薬剤師の指示に従い、薬剤師が不在の場合は医師の指示に従って報告する。)

(11) 医療救護活動の補助

医療救護の手伝いをする場合は、必ず救護班長(医師)の指示に従う。

(12) 状況報告

運営責任者は、収容者の人数や状態に関する情報を災害対策本部へ随時報告する。

参 考

トリアージ分類

赤：緊急治療群	救命処置を必要とするもの 生理学的評価に異常があるもの
黄：非緊急治療群	治療の遅延が生命危機に直接つながらないもの 歩行不能
緑：治療不要もしくは軽症群	必ずしも専門医の治療を必要としないもの 歩行可能
黒：救命困難群もしくは死亡群	心肺蘇生を施しても蘇生の可能性の低いもの または死亡しているもの

救護所で使用する救護ボックスの内容

医療救護所で使用する救護ボックスを役場に用意しておくに当たり、県内他自治体の例を以下に記載しますので参考にしてください。

区 分	品 目	配備数量
医薬品	ロキソニン(60mg)	10 錠
	フロモックス(100mg)	10 錠
	ブスコパン(10mg)	10 錠
	セルタッチ(6 枚入)	2 袋
	外皮消毒剤(アプリスワブ)	5 個
衛生材料	滅菌ガーゼ(L8 枚・M10 枚)	各 1 箱
	三角巾(95×95×135)	5 枚
	包帯 (巾 10 c m ・ 5 c m)	各 3 巻
	絆創膏 (紙) (巾 17.5mm ・ 10mm)	各 2 巻
	スキンステープラー (5 針入)	5 個
救護備品	はさみ	1 本
	聴診器	1 個
	血圧計 (携帯用)	1 台
	トリアージタグ	10 枚

救護所で使用する救護ボックスの内容

医療救護所で使用する救護ボックスを役場に用意しておくに当たり、県内他自治体の例を以下に記載しますので参考にしてください。

区 分	品 目	配備数量
医薬品	ロキソニン(60mg)	10錠
	フロモックス(100mg)	10錠
	ブスコパン(10mg)	10錠
	セルタッチ(6枚入)	2袋
	外皮消毒剤(アプリスワブ)	5個
衛生材料	滅菌ガーゼ(L8枚・M10枚)	各1箱
	三角巾(95×95×135)	5枚
	包帯(巾10cm・5cm)	各3巻
	絆創膏(紙)(巾17.5cm・10cm)	各2巻
	スキンステープラー(5針入)	5個
救護備品	はさみ	1本
	聴診器	1個
	血圧計(携帯用)	1台
	トリアージタグ	10枚

資料 10

医療救護班出動時装備チェックシート

1 装備・携帯物品

- 身分証明書（ネームカード）
- 防災服（活動しやすい服装）
- ヘルメット
- 厚底靴
- 厚手の手袋、軍手、手術用ゴム手袋
- 救急バック
- 携帯電話
- 携帯ラジオ、携帯テレビ
- 折りたたみ傘
- 懐中電灯又はヘッドランプ
- ホイッスル
- ナップザック
- 飲料水、携帯食料
- ティッシュペーパー、タオル
- ろうそく、ライター
- 事務用品（筆記用具、メモ用紙）
- お金（小銭）

2 その他出動時に便利な物品

- 高性能マスク
- ポリ袋（大小）
- 毛布
- 布製ガムテープ

- サバイバルナイフ、缶きり等
- レジャーシート
- サバイバルブランケット
- 油性マジック

傷病者一覽表

救護所

月 日 No

No.	トリアージタグNo.	氏名	年齢	性別	住所	トリアージ区分	傷病部位・症状	搬送先
1				男・女		黒・赤・黄・緑		
2				男・女		黒・赤・黄・緑		
3				男・女		黒・赤・黄・緑		
4				男・女		黒・赤・黄・緑		
5				男・女		黒・赤・黄・緑		
6				男・女		黒・赤・黄・緑		
7				男・女		黒・赤・黄・緑		
8				男・女		黒・赤・黄・緑		
9				男・女		黒・赤・黄・緑		
10				男・女		黒・赤・黄・緑		
11				男・女		黒・赤・黄・緑		
12				男・女		黒・赤・黄・緑		
13				男・女		黒・赤・黄・緑		
14				男・女		黒・赤・黄・緑		
15				男・女		黒・赤・黄・緑		

救護班長へ提出

災害診療記録

項目は、および必要記入項目です。

年 月 日

*該当項目に○を付す	*該当性別に○を付す
トリアージタグ&番号 赤 黄 緑 黒 番号	トリアージタグ記載者・場所・機関

メディカルID	*該当性別に○を付す M F
---------	----------------------

フリガナ *氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載	保険者番号
氏名	記号・番号

生年月日 *年齢不詳の場合は推定年齢 M T S H 年 月 日 () 歳	[携帯]電話番号
---	----------

自宅		*該当項目に○を付す 健全 半壊 全壊
----	--	------------------------

住所	□避難所1	□知人宅 □テント □車内 □その他	
----	-------	--------------------	--

住所	□避難所2	□知人宅 □テント □車内 □その他	
----	-------	--------------------	--

職業	連絡先(家族・知人・その他)	連絡先なし
----	----------------	-------

【禁忌事項等】

アレルギー

禁忌食物

【特記事項(常用薬等)】

抗血小板薬()

抗凝固薬 □ワーファリン ()

糖尿病治療 □インスリン □経口薬

ステロイド()

抗てんかん薬()

その他()

透析

在宅酸素療法(HOT)

災害時要援護者(□高齢者 □障害者 □乳幼児 □妊婦 □日本語が不自由 □その他())

【フォローアップ】 必要(次の該当項目に○を付す。身体的/精神的/社会的/その他)

傷病名	開始	診察場所	所属・医師サイン
	年 月 日		

は、および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付す 年 月 日

メディカルID									M F			* 該当項目に○を付す
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	-------------

バイタルサイン等 意識障害: 有 無 呼吸数: /min 脈拍: /min 整 不整 血压: / mmHg 体温: °C

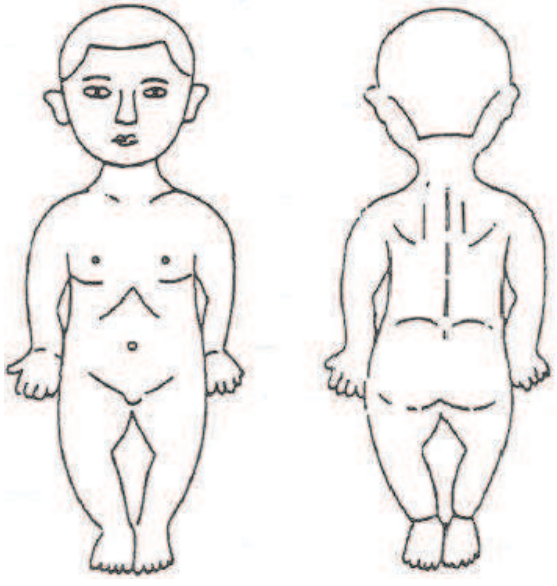
身長: cm、体重: kg 既往歴 高血圧 糖尿病 喘息 その他()

予防接種歴 麻疹 破傷風 インフルエンザ 肺炎球菌 風疹 その他() 妊娠 無 有

主訴

外傷⇒黄色タグ以上は外傷カルテへ (J-SPEEDは記入)

痛み (頭痛 胸部痛 腹痛 その他 :
熱発 日
咽頭痛 咳 呼吸苦
食思不振 下痢 日 (水様便、血便)
不眠 めまい
皮膚症状 眼の症状 耳の症状
その他



診断	<input type="checkbox"/> 処置あり <input type="checkbox"/> 処置なし	処方 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
----	---	--

#1	<input type="checkbox"/> 創処置 <input type="checkbox"/> 点滴 <input type="checkbox"/> 注射 *その場の処置としての <input type="checkbox"/> 外用 <input type="checkbox"/> 内服 <input type="checkbox"/> その他	#1
再現できません(画像)		

【記載者】 (医師 看護師 薬剤師 その他)

所属 氏名

は、 および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付す

メディカルID										M F							
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

日時	所 見	前頁のJ- SPEED#3 #26の該当 コードを記載	処置・処方	診療場所 ・所属 ・医師等サイン

は、および必要記入項目です。

* 該当性別に○を付す

メディカルID									M F						
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--

日時	所見	2頁のJ-SPEED#3 #26の該当 コードを記載	処置・処方	診療場所 所属 医師等サイン

【転帰】 年 月 日

1帰宅

2転送(手段: 搬送機関: 搬送先: 年 月 日)

3紹介先

4死亡(場所: 時刻: 確認者:)

【災害と傷病との関連】

1有 (新規 / 悪化 / 慢性疾患増悪)

2無

3わからない

最終診療記録管理者 _____

災害診療記録(外傷、初期評価)(表)

項目は、☑および必要記入項目です。

*該当性別に○を付す

メディカルID						M		F					
氏名		氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載		生年月日 年 月 日		性別		*年齢不詳の場合は推定年齢		MTSH 年 月 日 歳		男 女	

A 気道 気道の異常有り(ゴロゴロ音 閉塞 狭窄)→次ページ「A 気道の異常」項目へ
 気道開通(正常な発語あり)→下記「B 呼吸」項目へ

B 呼吸 SpO2 % 呼吸数 回/分
 努力様呼吸 無 / 有 呼吸音の左右差 無 / 有(右>左 右<左)
 皮下気腫の有無 無 / 有(右 左 両側) 陥没呼吸 無 / 有
➡ 異常なければC項へ、異常あれば次ページ「B・Cの異常」項目へ

C 循環 心拍数 回/分 血圧 / mmHg
 ショックの徴候 無 / 有(冷汗 血圧低下 脈の異常)
 活動性出血 無 / 有
 超音波(エコー)検査 所見なし
 所見有り(心嚢 モリソン窩 脾周囲 ダグラス窩 右胸腔 左胸腔)
 胸部X線写真 血胸・気胸 無 / 有(右 左 両側)
 骨盤X線写真 不安定型骨盤骨折 無 / 有
➡ 異常なければD項へ、異常あれば次ページ「Cの異常」項目へ

D 中枢神経の機能障害
 意識レベル(GCS) E V M 合計 _____

E 4 開眼している	V 5 時・場所・人を正確に言える	M 6 命令に応じる
3 呼びかけで開眼する	4 混乱した会話	5 痛み刺激を払いのける
2 刺激で開眼する	3 不適當な単語	4 痛みに手足を引っ込める
1 何をしても開眼しない	2 無意味な発音	3 上肢の異常屈曲
	1 発声なし又は挿管中	2 四肢の異常伸展
		1 全く動かない

 瞳孔径(右 mm 左 mm) 対光反射(右 左) 片麻痺(無 / 有)
 「切迫するD」 無 / 有(GCS 8点以下、観察中にGCSで2点以上の低下、瞳孔不同、
片麻痺、クッシング徴候)
➡ 異常なければ下記E項へ、異常あれば次ページのD項へ

E 保温と脱衣 体温 °C
 保温に努め、全身観察 外傷(身体所見)の評価

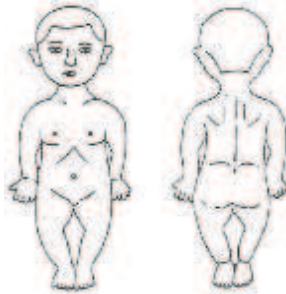
Cr 圧挫症候群 無 / 有(四肢の狭圧、麻痺、感覚障害、ポートワイン尿、高カリウム血症、
心電図異常)

特記事項等(自由記載)

確認時刻 月 日 時 分

災害診療記録(緊急処置と外傷評価)(裏)

項目は、および必要記入項目です。

メディカルID																			
<p>A 気道の異常</p> <p><input type="checkbox"/>口腔内吸引 <input type="checkbox"/>エアウェイ</p> <p><input type="checkbox"/>気管挿管 (挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml)</p> <p><input type="checkbox"/>輪状甲状靱帯切開 (気切チューブ 内径 mm カフ ml)</p> <p>B・Cの異常</p> <p><input type="checkbox"/>酸素投与(L/分)</p> <p><input type="checkbox"/>胸腔ドレナージ(<input type="checkbox"/>右 <input type="checkbox"/>左 <input type="checkbox"/>両側 サイズ Fr 吸引圧 cmH2O)</p> <p><input type="checkbox"/>気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml)</p> <p><input type="checkbox"/>人工呼吸(F_IO₂ TV ml 換気回数 回/分 PEEP cmH2O)</p> <p>Cの異常</p> <p><input type="checkbox"/>圧迫止血 <input type="checkbox"/>細胞外液輸液 <input type="checkbox"/>心電図モニター</p> <p><input type="checkbox"/>心嚢穿刺・切開ドレナージ <input type="checkbox"/>胸部X線撮影 <input type="checkbox"/>骨盤X線撮影</p> <p><input type="checkbox"/>骨盤シーツラッピング <input type="checkbox"/>TAE <input type="checkbox"/>外科的治療 <input type="checkbox"/>四肢の循環障害</p> <p>Dの異常</p> <p><input type="checkbox"/>酸素投与(L/分)</p> <p><input type="checkbox"/>気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml)</p> <p><input type="checkbox"/>頭部CT検査</p> <p>その他の処置</p> <p><input type="checkbox"/>末梢ルート①(G <input type="checkbox"/>右 <input type="checkbox"/>左 <input type="checkbox"/>上肢 <input type="checkbox"/>下肢) ②(G <input type="checkbox"/>右 <input type="checkbox"/>左 <input type="checkbox"/>上肢 <input type="checkbox"/>下肢)</p> <p><input type="checkbox"/>NG チューブ(Fr cm固定) <input type="checkbox"/>尿道バルーンカテーテル Fr</p> <p><input type="checkbox"/>動脈ライン(<input type="checkbox"/>右 <input type="checkbox"/>左 <input type="checkbox"/>上肢 <input type="checkbox"/>下肢) <input type="checkbox"/>末梢血検査 <input type="checkbox"/>血液ガス分析</p> <p><input type="checkbox"/>創傷処置()</p> <p><input type="checkbox"/>投与薬物()</p>																			
受傷機転																			
<p>傷病分類 <input type="checkbox"/>頭頸部(<input type="checkbox"/>頭部外傷 <input type="checkbox"/>頸部外傷 <input type="checkbox"/>頸椎・頸髄損傷)</p> <p><input type="checkbox"/>顔面(<input type="checkbox"/>骨折 <input type="checkbox"/>眼損傷 <input type="checkbox"/>耳損傷 <input type="checkbox"/>鼻出血 <input type="checkbox"/>口腔損傷)</p> <p><input type="checkbox"/>胸部(<input type="checkbox"/>フレイルチェスト <input type="checkbox"/>肋骨骨折(<input type="checkbox"/>多発) <input type="checkbox"/>血胸 <input type="checkbox"/>気胸)</p> <p><input type="checkbox"/>腹部(<input type="checkbox"/>腹腔内出血 <input type="checkbox"/>腹膜炎(<input type="checkbox"/>腹部反跳痛 <input type="checkbox"/>筋性防御) <input type="checkbox"/>腎・尿路損傷(<input type="checkbox"/>肉眼的血尿))</p> <p><input type="checkbox"/>四肢と骨盤(<input type="checkbox"/>両側大腿骨骨折 <input type="checkbox"/>開放性骨折 <input type="checkbox"/>脱臼 <input type="checkbox"/>切断 <input type="checkbox"/>骨盤骨折(<input type="checkbox"/>不安定型))</p> <p><input type="checkbox"/>体表(<input type="checkbox"/>剥皮創 <input type="checkbox"/>穿通創 <input type="checkbox"/>挫創 <input type="checkbox"/>熱傷(<input type="checkbox"/>Ⅱ度 <input type="checkbox"/>Ⅲ度 面積 % <input type="checkbox"/>気道熱傷有)</p> <p><input type="checkbox"/>圧挫症候群 <input type="checkbox"/>胸・腰椎(髄) 損傷 <input type="checkbox"/>低体温 <input type="checkbox"/>汚染(<input type="checkbox"/>化学物質 <input type="checkbox"/>放射線)</p> <p><input type="checkbox"/>その他の傷病名(身体所見) ()</p>																			
必要な治療・処置																			
<p><input type="checkbox"/>外科的治療(<input type="checkbox"/>緊急手術を要す、<input type="checkbox"/>待機的手術を要す) <input type="checkbox"/>輸血 <input type="checkbox"/>動脈塞栓術(TAE)</p> <p><input type="checkbox"/>創外固定 <input type="checkbox"/>直達牽引 <input type="checkbox"/>創傷処置 <input type="checkbox"/>除染(<input type="checkbox"/>化学物質 <input type="checkbox"/>放射性物質)</p> <p><input type="checkbox"/>破傷風トキソイド <input type="checkbox"/>抗破傷風免疫グロブリン</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p>																			
診断、特記事項等(自由記載)																			

診 療 日 誌

年	月	日()	救護班長
傷病者数	名		
トリアージ 状 況	黒 :	名	(内病院搬送 名)
	赤 :	名	(内病院搬送 名)
	黄 :	名	(内病院搬送 名)
	緑 :	名	(内病院搬送 名)
主な活動 の内容			
特記事項			

木曾地域災害時医療救護活動マニュアル

～大規模災害時における医療救護体制～

平成 23 年 7 月作成

平成 24 年 8 月改正

平成 27 年 12 月改正

平成 28 年 12 月改正

平成 29 年 12 月改正

令和 2 年 12 月改正

令和 5 年 5 月改正

令和 6 年 月改正

木曾広域連合

〒399-6101 木曾町日義4898番地37

電話：0264-23-1050

FAX：0264-23-1052

E-mail：fukushi@kisoji.com

(fukushi@union.kiso.lg.jp)

木曾保健福祉事務所

〒397-8550 木曾町福島2757-1木曾合同庁舎

電話：0264-24-2211

FAX：0264-24-2276

E-mail：kisohe-somu@pref.nagano.lg.jp